

ルイ・ゴメス・デ・シルバと
16世紀カスティージャ政治機構

堀江 洋文

目 次

1. カスティージャ宮廷政治機構と官僚政治機構 —イングランドとの比較において—	5
2. フェリペ2世の宮廷政治と寵臣ルイ・ゴメス	15
3. フェリペ2世の統治形態と寵臣政治の性格	26
4. 結び	39
編集後記	47

今日スペイン史の概説書を読んでも、ルイ・ゴメス・デ・シルバ(Ruy Gómez de Silva)の記述は断片的に散見するだけである。16世紀にカルロス1世(神聖ローマ皇帝カール5世)やフェリペ2世を支えた廷臣として派手な活躍をしたアルバ公等と比べ、ルイ・ゴメスの存在は比較的地味で、現在一般のスペイン人の間でもそれほど知られていない。ルイ・ゴメスの妻となったメンドサ家のアナ・デ・メンドサ(Ana de Mendoza y de la Cerda)は、近年スペインにおいていろいろな書物で取り上げられ、眼帯をした片目でしかも美貌の持ち主でもあることから、一般の読者にも今日よく認知された存在である。1573年のルイ・ゴメス死去後、スペインを大

混乱に陥れる所謂「アントニオ・ペレス事件」の共謀者として逮捕され、マドリードの東に位置するグアダラハラ近郊のパストラナに幽閉され、その後そこで死亡したこともアナ・デ・メンドサの名声を高める結果となる。彼女と不貞関係にあったと噂されるアントニオ・ペレスとの関係(所謂 *la leyenda de los amores*)の方が、正妻として9子を儲けたルイ・ゴメスとの関係よりも現在では話題性があることも、逆にルイ・ゴメスの認知度の低さに繋がったのかもしれない。¹⁾ 元々ルイ・ゴメスの書簡は殆ど残っていない。そのため史料としては、ヴェネチア大使のティエポロ(Tiepolo)の証言やアルバ公の書簡、或いは現在マドリードの国立歴史文書館(Archivo Histórico Nacional)のオスナ(Osuna)文書に保管されているメンドサ家に関する史料を頼るしかない。²⁾ バジャドリード近郊のシマンカス国立文書館にも関連史料がかなり残されているが、本来フェリペ2世の宮廷政治機構でこれ程重要な役割を担った人物の伝記が、これまで書かれてこなかったこと自体が不思議である。ルイ・ゴメスの書簡等、彼の宮廷内外での活躍を描写する彼自身の言葉が欠如していることに加えて、元々近世初期の政治家に関する伝記(*political biography*)は、長年スペインの歴史家が得意とするジャンルではなかった。最近ではスペインでもこの種の著作が目につくようになったが、これまでこのジャンルの著作の多くは、主に英米のスペイン研究者によって出版されてきたものであった。ルイ・ゴメスの本格的な伝記としては初めての著作も、アメリカの歴史家の労作である。³⁾

更に16世紀中後期のカスティージャ政治全体を概観した時も、ネーデルランド、イタリア、ポルトガルでの戦役で活躍し、スペイン帝国の興隆に大きく寄与したアルバ公は、常に表の存在であった。それに対しポルトガル出自のルイ・ゴメスは、常時フェリペ2世に付き従い宮廷政治の精通者であったが、単独で大きな外交の場や戦場で活躍したことはない。アルバ公の宮廷での粗野な言動が時に宮廷人の反発を買ったのに対し、ルイ・ゴメスは徐々に宮廷政治機構を支配するようになっていくが、それは表の権力政治によってではなく、フェリペの愛顧を最大に集めた結果であった。彼は宮廷政治の裏で活躍するフィクサーとみなされてもよいほどに宮廷を熟知し、それ故に欲望ひしめく宮廷機構を巧みに操って、フェリペ2世の寵臣としての人生を終えた人物でもあった。カール5世にも直接仕え、皇帝からフェリペの後見人的役割を

¹⁾ Gregorio Marañón, *Antonio Pérez* (Madrid, 2002), pp. 207-33. アナ・デ・メンドサは、ヴェルディのオペラ『ドン・カルロ』の中では、プリンセス・エボリとして登場する。ルイ・ゴメスとイタリアの地エボリとの関連については後述する。最近彩流社から刊行された西川和子著『オペラ「ドン・カルロ」のスペイン史』の中に、エボリ公女とルイ・ゴメスに関する若干の記述がある。アナの愛人関係は国王フェリペ2世との間にも及んだとされ、第2代パストラナ公は2人の間に生まれたと言われているが、真偽のほどは明らかでない。Manuel Fernández Álvarez, *La España de Felipe II (1527-1598)*, vol. iv (Madrid, 2003), p. 390; Miguel Ávalos, *Antonio Pérez y la Princesa de Éboli* (Barcelona, 2004), p. 39.

²⁾ シルバ家については、Luis de Salazar y Castro, *Historia Genealogica de la Casa de Silva* (Bilbao, 1998) を参照。

³⁾ James M. Boyden, *The Courtier and the King: Ruy Gómez de Silva, Philip II, and the Court of Spain* (Berkeley, 1995).

期待されていると感じていたアルバ公が、フェリペのハウスホールド(宮廷)に仕える寵臣達に高圧的に振舞うのは当然のことでもあった。フェリペの周辺にはこのように 1550 年代当初から、サービススタイルの違う二つの派閥が存在したことになる。このような軋轢が、その後しばらくすると、アルバ公とルイ・ゴメス率いるエボリ派(エボリスタ)との本格的な対立となって、フェリペのハウスホールドの大きな不安定要素になっていく。⁴⁾ しかし、ランケやマラニョンの著書によって定式化されたこのようなアルビスタ(Albista)とエボリスタ(Ebolista)の対立構造を、彼らが唱えるようにイデオロギーのレベルでの対立と考えるべきかどうかは精査する必要がある。⁵⁾ 即ち、前者をタカ派の中央集権的カスティージャ絶対主義者の集団とみなし、それに対峙するエボリスタを、リベラルなハト派で進歩的フェデラリズムの流れを代表する勢力とする見方である。前者は、国内では「閉ざされたスペイン」を代表し、対外的にはネーデルランドの反乱に関しても武力をもって制圧すべきであると考え、他方後者は、「開かれたスペイン」を標榜して対外的にも開かれた平和主義者集団であったとしている。

ジョン・エリオットも、マラニョンのようにエボリスタに肩入れすることはないが、基本的にマラニョンの見解に賛同し、アルビスタを閉鎖的カスティージャ・ナショナリズムと位置づけ、対するエボリスタを開かれたスペインの代表のような単純化を受け入れている。⁶⁾ ヘレン・ナデルも、基本的にはアルビスタ対エボリスタの対立の図式を支持しているが、エボリスタをメンドサ家と単純に結びつけることには注意を喚起している。スペインの大貴族メンドサ家は、マドリード近郊のグアダラハラに拠点を置くインファンタド公によって代表されるが、この言わば本流メンドサ家と「開かれたスペイン」との間には、共通項はあまり見当たらないというのがナデルの基本的解釈である。ナデルによれば、リベラル派の糸を手繰っていけば、メンドサ家に繋がるメリト家(mérito)に行き着くが、メリト家はアナの父第2代メリト伯の出自である。ナデルは、このメンドサ家と細い糸で繋がるメリト家に「開かれたスペイン」の可能性を見ている。⁷⁾ 即ち、ナデルの立場は、二極化の構造自体は否定しないが、アルバ公

⁴⁾ 両者の対立については、Santiago Fernández Conti, *Los Consejos de Estado y Guerra de la Monarquía Hispánica en Tiempos de Felipe II* (1548-1598) (Valladolid, 1998), pp. 80-99 を参照。ところで、宮廷(court)とハウスホールド(household)を一般には区別する。前者は法的な存在であるが、ハウスホールドなしでは宮廷の存在はありえない。宮廷とは国王(女王)が居住し統治するところであるからである。故にハウスホールドは宮廷なしでも成り立つが、ハウスホールドなくして宮廷は成立しない。

⁵⁾ Leopold von Ranke, *The Ottoman and the Spanish Empires in the Sixteenth and Seventeenth Centuries* (1843) (Whitefish, Montana; 2008); Gregorio Marañón, *Antonio Pérez* (Madrid, 2002)。マラニョンは、アルビスタを国際政治における厳格派(duros)、エボリスタを柔軟派(blandos)と区別して位置付けている。Antonio Domínguez Ortiz, *El Antiguo Régimen: Los Reyes Católicos y los Austrias* (Madrid, 2001 reimpresión), p. 83; Miguel Ángel Echevarría, *Flandes y la Monarquía Hispánica 1500-1713* (Madrid, 1998), pp. 80-1。

⁶⁾ John H. Elliott, *Imperial Spain, 1469-1716* (London, 2002)。

⁷⁾ Helen Nader, *The Mendoza Family in the Spanish Renaissance, 1350-1550* (New Brunswick, 1979), p. 125. (<http://libro.uca.edu/mendoza/msr5.htm> も参照)；Helen Nader, *Power and Gender in Renaissance*

のトレド家とメンドサ家間の対立という、スペインの大貴族間の大きな対立の図式からは少々後退する見方を提示していると言えよう。本来トレド家自身も、スペインの大貴族の中では比較的小さな一族であり、スペイン政治機構を大きく動かす程の政治的力を備えていたとは思えない。政治的勢力の面では、グアダラハラのインファンタド公やモンデハル侯(marqués de Mondéjar)に代表されるメンドサ家の方が、スペイン大貴族 *grande* の一大勢力としてスペイン政治に君臨していたと言えよう。しかし、ルイ・ゴメスがインファンタド家の本家本流にどれだけの影響力を持っていたかについては、個々の事例に立ち入って吟味する必要がある。メンドサ家が一枚岩の大貴族集団であったとは考えにくいからである。

フェデラリズムは一部現代スペインにも通じるテーマであるが、このような二極化の構図は一見理解し易いが、実際の両派の立場やアルバ公及びルイ・ゴメスの思惑を吟味していくと、このようなイデオロギー対立の構図が正確な描写であるとは言い難い。逆に、現代スペイン政治の枠組みを、近世初期のカスティージャ政治機構の理解に持ち込むことにもなりかねない。このことは、イングランド史において、ホイッグ史観として批判されてきたアプローチと同じような過ちを犯すことを意味している。確かに、フェロのような地方特権の主張は一種のフェデラリズムの流れを汲む考え方であるが、中央集権的カスティージャ絶対主義の対極イデオロギーとして、このようなフェデラリズムの萌芽を位置付けるのは、単純化の批判を免れないであろう。約 20 年間に及ぶルイ・ゴメスとアルバ公の関係は、もっと具体的な政策レベルでの対立と考えて、宮廷の内外での 2 人の行動をより詳細に見ていく必要がある。特にフェリペがまだ父カール 5 世の下で、どちらかと言えば自立の機会を模索していた時期に、ルイ・ゴメスだけでなくアルバ公もフェリペのハウスホールドの一員であったことを考えると、イデオロギー対立という単純化された構図ではなく、このような宮廷政治の複雑な人間関係や権力構造の本質を理解することは肝要である。アルビスタ対エボリスタの二極対立構図に疑問を呈したのは、ラゴマルスィーノ (Paul David Lagomarsino) や後述するモルトビー (William Maltby) である。彼らはルイ・ゴメスとアルバ公の軋轢を、大雑把なイデオロギー対立と考えることを避けて、より政策に即して 2 人の関係を吟味している。特に前者は、このようなイデオロギー対立構図に反対する立場から論理を展開したのではないが、結果的に二極対立構造の問題点を抉り出すこととなる。ネーデルランド反乱の専門家であるラゴマルスィーノは、この両陣営の対立がネーデルランド問題における両者の意見の相違に起因するとし、その結果対立は両者間のイデオロギーの相違や両大貴族集団の対立に基づくものではないとしている。⁸⁾ 本稿では、ルイ・ゴメスの生涯を通じての宮廷政治との関わりを吟味するわけであるが、その前に、近世

Spain: Eight Women of the Mendoza Family, 1450-1650 (Urbana-Champaign, 2003).

⁸⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, pp. 93-5.

初期に持ち上がる宮廷政治と官僚政治機構の軋轢、或いは両者の補完性について言及したい。この問題に関するイングランドの経験を参考に、それと対比するかたちでカスティージャ宮廷政治の特質を詳述していきたい。

1. カスティージャ宮廷政治機構と官僚政治機構 —イングランドとの比較において—

一説によると、近世初期にイングランド等ヨーロッパの一部の国で、国王とその寵臣を中心とした宮廷政治(household government)、所謂チェンバー・ポリティックスから、政府部局を中心とした官僚政治機構への変化が見られることとなる。国王私室(privy chamber、一般にチェンバーと呼ばれる)の政治に対する介入度が徐々に小さくなり、代わって専門的政治部局が特に財政部門を中心に発達してくる時代を迎える。スペイン政治機構においても、宮廷政治機構が完全に政治を牛耳っていたわけではなく、国王周辺の宮廷政治機構の外に各種国家機関が設置されていたわけである。しかし、同時期のイングランドと比べカスティージャではこれら国家機関の自立が遅れ、宮廷政治機構との境界が曖昧であったことは否めない。この様な状況が、ルイ・ゴメスのような国王直属の廷臣の政治的飛躍に繋がったと考えられる。このことはヘンリー・ケイメンによっても指摘されており、スペインにおいては官僚組織の発展は非常にゆっくりしたものであった。ハプスブルク朝初期の時代にあっても、国家は中世的な王権と直属の役人達で構成されていたと考えられる。⁹⁾ カール 5 世が弟フェルディナントと所領を分割し、スペイン・ハプスブルクが誕生した 1521 年から約 10 年後の 1530 年代と言えば、イングランドにおいてはジョフリー・エルトン(Geoffrey Elton)が唱えたテューダー行政革命が進行していた時期で、中世のハウスホルド的政府から近代的官僚機構を備えた政府に変遷しつつある時期であった。その後エルトンの行政革命説に対しては、中世とテューダー朝期の連続性を示唆するハリス(G.L. Harriss)やウイリアムズ(Penry Williams)の他に、国王私室の役割を重視するクリストファー・コールマンやデイヴィッド・スターキー等多くの反エルトン論者からの執拗な攻撃を受けることとなる。¹⁰⁾ しかし、たとえスターキーが主張したように、ハウスホルド的要素が 1530 年代のイングランド政治に残存していたとしても、官僚制政治機構への変革の速さはスペインのそれをはるかに越えていたことは確かである。

⁹⁾ ヘンリー・ケイメン『スペインの黄金時代』立石博高訳、岩波書店、16 頁。

¹⁰⁾ 行政革命論争のきっかけとなったエルトンの著書は、*The Tudor Revolution in Government: Administrative Changes in the Reign of Henry VIII* である。エルトンとハリス及びウイリアムズの論争は *Past and Present* 誌に掲載された諸論文で展開された。スターキーは次の 2 書の編者としてエルトン批判を展開している。Christopher Coleman and David Starkey, eds., *Revolution Reassessed: Revisions in the History of Tudor Government and Administration* (Oxford, 1986); David Starkey et al., *The English Court from the Wars of the Roses to the Civil War* (Harlow, 1987)。

ここで、カスティージャ政治機構との違いを鮮明にするためにも、イングランド国制史におけるテューダー行政革命論争に若干触れておく必要がある。¹¹⁾ エルトンのテューダー行政革命論の要旨は、国王私室を中心とした中世的政治形態に比して、1530年代にトマス・クロムウェルによって急速に推進された行政改革の特異性にある。国王を中心としたハウスホールド政治では、宮廷政治機構の中にある程度の官僚化が実現されて、言わば中央集権的封建統治が成立していたことは事実である。しかし、そのような状況は、国家官僚組織が確立されていたと言うこととは全く別のものである。クロムウェルの改革は、既存の財務府や大法官府の改革の例に見られるような大規模な国家官僚組織の構築に主眼があった。ルイ・ゴメスのような国王の私的な寵臣が国家的任務をも担う形態は、16世紀後半に至るまでカスティージャ王室では見られたが、エルトンの理解では、イングランド政治においてこのような王権の公私並存の状況は、既に1530年代に是正されていたことになる。財務府の改革が最もよく知られた例であるが、その他にもイングランド政治の中枢とも言うべき枢密院メンバー(privy councillor)の台頭も国家官僚制を後押しする改革と言えよう。これまでの多人数による国務会議が国王の助言機関として終始し、ハウスホールド政治の是正に至らなかったのに対し、枢密院は実際の政治の遂行に関わり、単なる国王(女王)への諮問機関から徐々に国務遂行機関としての形態を整えていった。枢密院メンバーの中でもその中心に存在したのが、通常2人の国務大臣(principal secretary 或いは secretary of state と呼ばれる)であり、彼らは審議議題の選択や決定事項の施行に当たった。バーリー卿(William Cecil)やフランシス・ウォルシinghamが有名であるが、当時は公式には大法官(lord chancellor)、財務長官(lord treasurer)、王璽尚書(lord privy seal)の方が国務大臣より地位は上であった。¹²⁾ テューダー史家を代表するエルトンやホーク等が枢密院のこのような変化に着目し、所謂 conciliar government 或いは government-by-Council と呼ばれる統治形態を詳細に調査したのも理解できる。¹³⁾ カスティージャの中央集権政治機構が、国王私室とは距離をおいたイングランド枢密院のような実務的執行組織を発達させえなかった裏には、カスティージャにおいては国王私室の公的部分と私的部分の分離が不十分であったことが指摘されよう。ルイ・ゴメスの死後、国務大臣(Secretario de Estado)的要職を占めるアントニオ・ペレスは、バーリー卿やウォルシinghamの地位に近い役割を演じたようにも見えるが、ルイ・ゴメスは国王フェリペ2世の秘書官(secretario privado)であり、側用人的

¹¹⁾ テューダー行政革命論争については、次の2つの拙稿を参照されたい。「エルトン史学と歴史研究 — テューダー行政革命論争を中心として—」『社会科学年報』第28号、専修大学社会科学研究所及び「テューダー朝初期の財務政策と増加収入裁判所」『専修経済学論集』第29巻、第3号、専修大学経済学会。

¹²⁾ G.R. Elton, 'The State: Government and Politics under Elizabeth and James', *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government* (Cambridge, 1992), IV, 5-6.

¹³⁾ G.R. Elton, *Reform and Reformation: England 1509-1558* (London, 1977); D. Hoak, *The King's Council in the Reign of Edward VI* (Cambridge, 1976); D.M. Loades, *The Reign of Mary Tudor* (London, 1991 edn.).

役割の枠から出られなかった。

筆者は、大筋でこのようなエルトンのテューダー行政革命説を支持するが、スターキーの主張する国王私室のテューダー政治への影響をも完全には排除すべきでないとも考える。本稿のテーマであるカスティージャの宮廷政治を考えた場合、スターキーの描くテューダー政治は、正にカスティージャのチェンバー・ポリティックスを描写しているように思われるほど両者には類似性がある。特にフェリペ 2 世期にあつては、ルイ・ゴメスやマテオ・バスケス(Mateo Vázquez de Leca)、或いはファン・デ・オバンド(Juan de Ovando)のような国王側近、国王秘書官の役割が大きく、彼等による政策立案への関与が頻繁に行われていたことが認められている。例えばテューダー期のホワイトホールとフェリペ 2 世期のエル・エスコリアルの見取り図を比べれば、両国に共通する国王私室を中心とした政治の本質が見えてくるようである。¹⁴⁾ 確かにフェリペ 2 世が、エル・エスコリアルとマドリードを行き来していたことを考えると、エル・エスコリアルは宮廷見取り図に多くを語ることはやや危険でもある。しかし類似性が存在する一方で、カスティージャの宮廷に欠落するのは、国王私室に隣接するかたちでの確固とした枢密院組織であり、エル・エスコリアルの場合そこは寵臣の単なる詰め所的場所にしか見えない。エル・エスコリアルでは、国王が悪天候時に歩行したと伝えられる回廊(galleria)と控えの間(antecámara)に接する形で、大小 2 つの国王秘書官の部屋があり、その奥にある国王の居住空間(書斎及び寝所)に出入りできる側近の数は極端に制限されていたと思われる。それに対してテューダー期のホワイトホールでは、国王側近のみならず council chamber と呼ばれる枢密院メンバーの部屋が国王(女王)居住空間に隣接し、そこでは実際に政務、政策決定がなされていたと見てよい。両宮廷のもう 1 つの相違は、エル・エスコリアルは el monasterio-palacio と位置付けられていたように、バシリカや王家の霊廟(cripta real)が構造の中心的位置を占め、宗教的建造物でもある点である。実際、フェリペ 2 世の寝所はバシリカの祭壇に隣接しており小窓を通してバシリカを垣間見ることができ、preaching place と呼ばれた小規模な「プロテスタント」礼拝スペースを備えただけのホワイトホールとは大きな違いを見せていた。エル・エスコリアルは部屋の配置に加え、このような宗教施設としての宮廷の性格、更にはエル・エスコリアルとマドリードの距離も、世俗の大貴族を含め国王の家臣を物理的に遠ざける原因となったであろう。¹⁵⁾ その結果として、一時期までのルイ・ゴメスのよう

¹⁴⁾ Simon Thurley, *The Royal Palaces of Tudor England* (New Haven & London, 1993), Plan 13; Carmen García-Frías & José Luis Sancho Gaspar, *Real Monasterio de San Lorenzo de el Escorial* (Madrid, 2008).

¹⁵⁾ マドリードが徐々にカスティージャの首都として認められるようになると、地方の貴族達もマドリードに館を構えるようになり、これまでよりは、国王の近隣に滞在することが多くなった。その意味では、彼らが地方に居住していた以前と比べれば、エル・エスコリアルとマドリードの距離はあまり問題にならないかもしれない。フェリペ 2 世は、国王諮問会議と諮問会議メンバーを区別し、諮問会議を開催せずに、

に、このような状況が一部国王秘書官等の寵臣の勢力拡大を助長することになったと思われる。フェリペ2世が重用したのは、マテオ・バスケスのような秘書官であり、宮廷内のみならず各専門諮問会議内の秘書局機能(*secretaría*)の肥大化は、フェリペの文書主義の結果でもあった。フェリペは各種諮問会議の秘書官達に、当時国家の懸案となっていたあらゆる事項について、答申(*consultas*)のかたちで覚書や機密文書を準備させ、自分自身が全ての案件に関与する形式を作り上げた。秘書官は、イングランドの枢密院のように政策決定に直接関与するわけではなく、あくまで国王の決定を補助する役割に専念していた。¹⁶⁾ バスケスのような秘書官的役割から、もう少し国務長官職的色合いを持った存在が、バスケスのライバル、アントニオ・ペレスであった。その後更に権力を増強させたアントニオ・ペレスであったが故に、彼をカスティージャ中央政界から排除しようとした時には、アラゴンを巻き込んだ非常に大きな騒乱となった。

宮廷建築の構造と相俟って、宮廷に詰める廷臣の役職の違いも2つの宮廷における性格の相違を浮き彫りにしている。イングランドの枢密院は宮廷内に位置を占めながらも、大きな政策決定という国家戦略的任務と日々の実務的政策遂行という2つの役割を果たしていた。枢密院メンバーは伝統的に各地の大貴族で、その意味では国家戦略を論じるだけでなく、地方の状況も良く把握していたと考えられる。国王(女王)の周りには、能力と地位においても申し分ない人材が集められ、ハウスホールドと枢密院という政治機構(助言機関)の距離は近く、しかも枢密院を構成するメンバーは国の実力者で占められていたと言えよう。その意味では、後述するスターキーの宮廷を中心とした政治機構論である国王私室論にも通じるものがある。これに対してフェリペ2世期のカスティージャでは、宮廷政治の中心から大貴族や地方の大立者を排除する傾向があり、宮廷政治の人材には実務的政策論者が集められることとなる。このような相違は、フェリペのイングランド滞在時に存在した2つのハウスホールドの違いに見ることができ、またフェリペがスペイン国王となりイベリア半島帰還を果たしてからの、両国のハウスホールドにおける性格の違いとしても存在した。ルイ・ゴメスのような地方に確固とした基盤を持たない寵臣が一時期まで力を持てたのも、このような宮廷政治の性格によるところが大きい。

必要に応じてメンバーに意見を聞くことが多々あった。

¹⁶⁾ David McKinnon-Bell, *Philip II* (London, 2001), pp. 23-4. 戦争や財政のような専門諮問会議が担当する分野では、フェリペの治世中に秘書局機能が拡大し、それは財政支出の増大となって国家財政を圧迫した。例えば戦争諮問会議の秘書局支出は、陸海の秘書局機能の分離により、1556年から30年間で7倍にも増加しているとの指摘が会計監査によってなされている。Archivo General de Simancas (以後AGSと略記) Contadurías Generales 886, ff. 27-63 及び 887, ff. 1-11 'Nomina de los Consejos'. バスケスのような秘書官の権限については、ハイメ・コントレラスのように彼の力を過大に評価する学者もいる。'Para Felipe II, Mateo Vázquez fue la instancia burocrática que le permitía el ejercicio en solitario del poder... Mateo Vázquez supo maniobrar con habilidad cerca del monarca para, aprovechando aquel problema, conseguir eliminar las diversas facciones de la Corte e inaugurar una forma de gobierno más eficaz y centralizada.' Jaime Contreras, 'Las Instituciones Políticas', *Manual de Historia de España: La España Moderna Siglos XVI-XVII*, eds., R. García Cárcel et al. (Madrid, 1991), p. 291.

ところで、イングランドにおける枢密院は、宮廷内に **council chamber** と呼ばれる所謂「詰め所」を持っていたが、枢密院が事実上宮廷政治機構に属したのかどうか、属していたとすればどのような形で属していたのかとの疑問に答えることは、テューダー行政革命論争でも大きな問題であった。実際に、枢密院が宮廷政治内で果たした役割を精査することはかなり困難な作業である。確かに非公式な国務会議 (**Council**) からその中核的メンバーを配した、いわば「公的」組織である枢密院に衣替えする中でも、当初の国王(女王)の助言機関との位置付けは変わらなかった。しかし、枢密院メンバーの人数が十数人と少人数化してくると、彼等の意識としては、国王に対して助言を与える「国王の私的な廷臣」というよりは「国家の公僕」としての意識が強くなってくる。その点ではイングランドの枢密院は、国王の寝室に張り付いて国王の「私的事項」に助言を与えるフランスの **Conseil privé** とは大きく異なり、スターキーの唱える国王私室論よりは、もう少し宮廷から距離をおいた(空間的距離ではなく、意識の上で)政治機構と見てよさそうである。ホワイトホールの宮廷内には、国王私室に隣接するかたちで枢密院メンバーの詰め所があったことは既に述べたが、イングランドの枢密院メンバーの間では、単に国王(女王)に対し助言を与えるという本来の役割を超えて、国家安全保障や財政、宗教(エリザベス 1 世は、宗教に関しては在位期間を通じて女王大権による彼女の専管事項と考えていたが)等の国家の中核分野で枢密院として政策立案を行っていかうとの意識が強かった。国王私室にある **council chamber** の存在とその宮廷内での位置付けが、スターキーのハウスホールド政治解釈の根幹にあったわけであるが、そのことが、宮廷内の中枢に位置しながらもその視野は国家的政策立案というマクロ的機能を備えた枢密院を、結果的に国王私室に閉じ込めてしまうという彼の解釈に繋がったと考えられる。スターキー論の問題点は、「チェンバーの中に位置する枢密院」と理解して枢密院と国王私室の空間的、距離的近さを強調し過ぎたことである。

一方カスティージャの宮廷では、国王の周りに集う寵臣達が、イングランドの枢密院メンバーのような国家の公僕的意識を持ち合わせていたかと言うと、答えは否定的である。このような傾向は、一人の人物や一つの部局に権限を集中させることを極端に嫌ったカール 5 世やフェリペ 2 世の統治スタイルにも由来する。この事実を考慮すると、イングランド政治におけるヘンリー 8 世期のトマス・クロムウェルやエリザベス 1 世期のバーリー卿のような、宮廷の内と外で同時に実力を備えた政治家を、16 世紀のカスティージャが輩出できなかった事実も納得がいく。カスティージャ政治においては、1523 年にカール 5 世によって設置された国務会議 (**Consejo de Estado** 或いは **Consejo de Castilla** と呼ばれる) が国王に対する最高諮問機関であり、**grande** と呼ばれる大貴族がこのスペイン王国最高の助言・行政機関を構成した。彼等の主たる役割は、対外政策の立案と他の諮問会議(財政諮問会議や異端審問所のような政策諮問会議と、カスティージャ、アラゴン、ナバラ、イタリア、ポルトガル各諮問会議のような地域諮

問会議がある)を統括することになった。¹⁷⁾しかし、カスティージャ政治において国務会議が政策決定の中心として恒常的に機能したとの印象はあまりなく、1588年に国務会議の付属行政機関として設立された *Cámara de Castilla* も、イングランド枢密院のような恒久的組織ではなく、その政策決定機能もイングランド枢密院にははるかに及ばなかった。¹⁸⁾しかも国務会議統括の下で、実際に各種政策立案に対処する諮問会議の中には、例えば財政諮問会議 (*Consejo de Hacienda*) のように、財政政策の策定どころか財務行政の諮問に対しても十分な対応が出来ない組織も存在した。財政に関する諮問会議が十分に機能していなかったことも、カスティージャ財政組織の不備に繋がり、結果的にスペインが数度に及ぶ国家財政破綻を経験する一因になったことは否めない。フェリペ2世は、そのような財政諮問会議を基礎としたカスティージャ財政の根本改革を施行せず、*junta* と呼ばれる特別委員会を設立することで、財政危機に対処しようとした。これにより国王は、財務政策立案のスピード化を目指したわけであるが、財務行政組織の二重構造は避けられず、財務行政権限の分散とその結果としての財務行政の停滞をもたらすこととなる。この時期にカスティージャで必要であったのは、このような財政特別委員会 (*Junta de Los Presidentes*) 設置ではなく、既存の財政諮問会議の改革であり、それによって破綻財政解決に向けた権限の一元化とイングランドに見られるような財務組織の専門部局化であった。¹⁹⁾この問題については、イングランドにおいてヘンリー8世期に実施された修道院解散にともなう莫大な修道院資産の国庫への移転に言及する中で、カスティージャ財政機構との比較を試みたい。この国庫移転を官僚機構として実際に指揮・運営したのが、後述する王室増加収入裁判所 (*the court of augmentations of the revenues of the crown*、増加収入庁とも呼ばれる) であった。

カスティージャの宮廷政治機構と比較する意味で、イングランド宮廷政治機構をもう少し詳しく描写したい。ハウスホールドの中での業務は、王室の厨房や大広間を管轄し王室財政を管理する王室家政長官 (*Lord Steward*) と、王室式典を受け持ち国王に私的に仕える宮内長官 (*Lord Chamberlain*) の役割に二分されていた。その後15世紀終わりにチェンバーの儀礼的側

¹⁷⁾ García Cárcel, et al., *Manual de Historia de España: La España Moderna Siglos XVI-XVII*, pp. 262-7; Patrick Williams, *Philip II* (Basingstoke, 2001), pp. 66-7.

¹⁸⁾ Cámara de Castilla の詳細は、José Antonio Escudero, *Administración y Estado en la España Moderna* (Valladolid, 2002), pp. 467-82 を参照。

¹⁹⁾ 元々 *junta* と呼ばれる機関は15世紀末から設置されるようになり、諮問会議とは独立したかたちで、具体的問題の状況に応じた検討と問題の解決のために設けられた。特に2つ以上の諮問会議にまたがるような境界的案件については、*junta* の活躍が期待された。José Antonio Escudero, *Felipe II: El Rey en el Despacho* (Madrid, 2002), pp. 46-7. 特別委員会 *junta* の設置理由の一つではないとの意見も根強い。Juan Francisco Baltar Rodríguez, *Las Juntas de Gobierno en la Monarquía Hispánica (Siglos XVI-XVII)* (Madrid, 1998), p. 624. カトリック両王時代には *Junta de Comisiones* が設立され、カスティージャ諮問会議と騎士団との間の司法権を巡る争いの仲裁に入った。このような特別委員会組織を、国王の中で最もうまく利用したのはフェリペ2世であった。Justina Rodríguez García & Josefina Castilla Soto, *Diccionario de Términos de Historia de España: Edad Moderna* (Barcelona, 2005), p. 74.

面と個人的側面が分離され、最も私的な部分として国王私室が創設される。テューダー期を通じて国王私室に近づくことの出来る廷臣は限られ、国王の公的部分と私的部分の境目が明確化されたのである。もちろんメアリー1世やエリザベス1世のような女王の統治期には、女性統治者の私室としてその雰囲気やスタッフの構成に若干変化があったことは言うまでもない。問題はこの国王の私的部分と公的な部分の関係であるが、これは即ち宮廷と國務會議(枢密院)の関係の内容の議論に発展する。これまで筆者は、近世初期のイングランドとカスティージャ両国における宮廷(国王政府)と議会との関係については詳細に調査を行ったことがある。²⁰⁾ 議会の会期は限られており常時開会されているわけでもないので、イングランドもカスティージャにおいても宮廷と議会の関係は連続性を持たず、その意味ではイギリス議会史等で頻繁に取り上げられる国王と議会の対立は頻繁に起こっていたわけではなかった。これに対し、宮廷と國務會議(特にイングランドの枢密院)は日々の国策に関する討議を通じて日常的に接触を持つ関係であり、その国の政策立案を左右する関係である。例えば、国王大権により枢密院の助言を得て、国璽を付した国王令状によって発布された布告(*proclamation*)は、テューダー期における政策決定過程で重要な役割を持っていた。戦争時や大きな国内政情不安がある場合には、国王の早急な対応が必要とされ、そのため長時間の審議を経て成立する議会制定法よりは、数日の準備で発布できる布告は政策実行のスピード化に向けてより適した方法であった。更に、議会閉会中には、緊急に対処すべき問題には布告で対応する必要があり、また議会制定法の中には、法令の実施上の詳細は布告で定められるとしているものもあった。このような議会制定法と布告の関係を例にとっても、宮廷と議会の距離と比べて宮廷と國務會議(枢密院)の距離は近く、この後者の関係の距離やその内容を理解することが、イングランド政治の本質に迫ることもである。²¹⁾ この宮廷と國務會議の関係は、イングランドにおいてはそれぞれの当事者間の関係、即ち廷臣(*courtier*)と枢密院メンバー(*privy councillor*)の関係に見て取れる。エルトンは国家の政治機構からハウスホールドの要素をなるべく排除しようとし、廷臣と枢密院メンバーの分離を強調した。歴代国王の意図に左右されがちであったハウスホールド内の国王助言機関、即ち國務會議から、よりメンバーが固定化された官僚の組織となった枢密院へと変化していったのが、ヘンリー8世期に活躍したトマス・クロムウェルの改革の特徴であったとエルトンは

²⁰⁾ 「中世及び近代初期イギリス議会の特質—イギリス議会史の再検討—」『人文科学年報』専修大学人文科学研究所、第26号(1997年3月)；「近世初期カスティージャ議会 Cortes の特徴：イングランド議会との比較において」『専修大学人文科学研究所月報』225号(2006年9月)

²¹⁾ 1539年にクロムウェルは、国王の発布する布告をより強固な基盤に確立しようとして、布告を議会制定法の中に位置付けようとする。その結果生まれた法令が、*An Act that proclamations made by the King shall be obeyed* (31 Hen. VIII, c. 8)であった。Paul L. Hughes and James F. Larkin, eds., *Tudor Royal Proclamations* (New Haven and London, 1964)を参照。

理解する。²²⁾ これに対してスターキーは、両者に重複する部分を多々見つけ、政府機能は完全に宮廷政治から分離独立(即ち部局化)していったのではなく、ハウスホールドの中に枢密院の存在を位置付けようとする。即ち、エルトンのテューダー行政革命説が「枢密院の下での国家官僚組織」をクロムウェル期の特徴としたのに対し、スターキー等は国務会議と国王私室(或いは国王寝所 *bedchamber*)を区別せず、当時のテューダー統治機構を宮廷政府(*court government*)或いは宮廷国務会議(*court Council*)と呼んで、枢密院も宮廷の一部であったと見るのである。もちろん上記2人の女王の時代には、国務会議と女王私室の距離は必然的に大きくなったことは言うまでもない。スターキーは、テューダー政治の中心である国務会議(枢密院)と宮廷の結びつきを重視するのに対し、エルトンは枢密院の下に国家官僚制度が確立され、国家部局や各種行政裁判所が形成されていく様子を描写する。

ところで、宮廷スタッフは数百人を数えたであろうが、その頂点に宮内長官が座していた。その中で宮内長官の管轄からはやや独立したかたちで、6名ほどの国王私室の侍従が存在した。その頂点に立ったのが、*Groom of the Stool* と呼ばれる宮内官であり、スターキーが国王私室による宮廷政治の中心に据えたのがこの宮内官であった。名前が示す通り、この宮内官は国王身边で最も私的な部分の世話をを行い、国王に最も近い存在として宮廷内では大きな力を持ち合わせていた。²³⁾ 元々イングランド王室は、フランスやブルゴーニュの宮廷の習慣に習おうとした形跡があり、イングランド宮廷におけるこの宮内官は、フランスの侍従長 *premier valet* やブルゴーニュの侍従長 *sommelier de corps* (*sumiller de corps*)にも似た宮廷職であった。一方カスティージャにおいては、カール5世やフェリペ2世の時代に、ブルゴーニュの宮廷文化をかなり積極的に導入しようとしている。しかし大陸のこれら侍従職に比べれば、イングランドの宮内官職にはより低い地位の者が就いていたと考えられる。本稿の主人公ルイ・ゴメスはフェリペの侍従長 *sumiller de corps* として活躍したが、彼の地位は国王への距離の近さにおいてはイングランドの宮内官に匹敵したが、その権力はイングランド宮内官をはるかに凌駕していたと考えられる。²⁴⁾ 言い換えれば、イングランド宮廷における宮内官は、国王私室の他の者を排

²²⁾ このようなエルトン説に対する反論は、スターキーとの論争に先立って、中世ハウスホールド政治 vs. クロムウェル期の官僚制度という対立図式を否定し、中世組織の健全性を強調するウィリアムズやハリスによってもなされている。Penry Williams and G.L. Harriss, 'A Revolution in Tudor History', *Past and Present*, no. 25 (July 1963), pp. 29-34.

²³⁾ ルイ・ゴメスもフェリペの寝室の隣に控え、主君の最も身近な所で世話をしていたが、その内容はイングランド宮廷の *Groom of the Stool* に似たところがある。カール5世のために作成されたメモの中に、ルイ・ゴメスのこのような仕事内容に関する記述がある。'Ruy Gómez writes to me in a letter dated 4 June that the King had had a pain in the bowels, as he frequently does...' *Calendar of Letters and State Papers relating to English Affairs, Preserved Principally in the Archives of Simancas*. Ed. Marin A.S. Hume, vol. XIII, doc. 209, p. 214; Joseph Pérez, *La España de Felipe II* (Barcelona, 2000), p. 22.

²⁴⁾ 一部では Ruy Gómez を rey Gómez (国王ゴメス)と呼んでいたが、これなどもこの時期の彼の影響力の大きさを物語るものである。Escudero, *Felipe II: El Rey en el Despacho*, p. 110.

除した最深部で国王側近の侍従として従事していたが、フェリペのハウスホールドにおけるルイ・ゴメスと違って、宮廷内の他の部署や宮廷外と関わりを持つことは殆どなかったのである。その点では、スターキーの描く court government 体制は、イングランドよりカスティージャ宮廷政治により近かったとも推察できる。スターキーはテューダー期の政治における行政上の変化を、intimacy という言葉で表現している。エルトンは個人的接触を過大に評価したこのような言葉を、専門部局化が進む国家官僚制の対極にあるものとして批判する。しかしこの言葉は、おそらく国家官僚制度が未成熟であり、廷臣と国王が密接に結びついた一種の宮廷政治体制を維持していたカスティージャ政治体制にとっては、最も実態を良く表した言葉と言えよう。その中心にルイ・ゴメスがいたわけで、侍従長 *sumiller de corps* としてのルイ・ゴメスは、正にスターキーが描くイングランド宮廷政治における宮内官 *Groom of the Stool* であった。これに対しアルバ公が就いた執事長 *mayordomo mayor* は、イングランド宮廷組織では宮内長官 *Lord Chamberlain* に相当する。ちょうどイングランドにおいて、宮内長官と宮内官たる *Groom of the Stool* の間に距離があったように、フェリペのハウスホールドでは、侍従長ルイ・ゴメスと執事長アルバ公の確執が噂されていたのである。

しかし、フェリペ2世の宮廷政治機構では、侍従長職を得て国王へ最短の距離にあったルイ・ゴメスに権力が集中することはなかった。この時期フェリペ2世は、アルバ派とエボラ派の勢力バランスを巧みに維持しようとしていた形跡がある。16世紀カスティージャの宮廷政治機構は、カール5世の時代もフェリペ2世の時代にあっても、国王以外の人物に政治権力が集中することを嫌い、寵臣が程度を超えて政治の世界で勢力を伸ばすことを牽制するシステムとなっていた。(その点では、寵臣オリパレスに政治権力が集中したフェリペ4世期と大きな相違を示す。)コムネロスの乱後、国王は自治都市への権力分散を阻止しようとして中央集権化を進めるが、その一方で、中央集権化に伴う国王以外の人物への権力集中については、16世紀スペインを代表する2人の治世者は、その危険を十分に察知していたことになる。フェリペ2世は1580年代に入ると、アントニオ・ペレス事件の教訓もあり、自分以外への権力一極集中を避ける手段を講じる。即ち、国王諮問会議を基礎にしつつも、イディアケス(Juan de Idiáquez)、スニガ(Juan de Zúñiga)、グランヴェル(Antoine Perrenot de Granvelle)、モウラ(Cristóbal de Moura)等によって構成される非公式特別委員会フンタ・グランデ *Junta Grande* を設け、更にその中にイディアケスとモウラに国王直属の秘書長官マテオ・バスケス等の実務家グループを加え、所謂「夜の委員会」*Junta de la Noche* と呼ばれたグループを組織して実際の政策立案に当たらせたのである。²⁵⁾ このような集団指導体制とも考えられるフンタ・グランデは、非

²⁵⁾ Dolores M. Sánchez, *El Deber de Consejo en el Estado Moderno: Las Juntas "ad hoc" en España (1471-1665)* (Madrid, 1993), pp. 130-8.

公式ながらイングランドの枢密院的機能を果たしたとも考えられるが、イングランドの枢密院メンバーに比べると、スペイン政界における彼等の存在は、小ぶりの実務家グループとの印象は免れない。それこそフェリペ2世が求めたと思われる、権力の一極集中になる危険が少なく (*la diversificación de competencias*) スピーディーに政策実行を行なうことができる実務家集団の姿であった。先述の *junta* と呼ばれた財政特別委員会やこの「夜の委員会」の設置もそうであるが、フェリペ2世はこれら非公式の実務家集団の創設によって権力構造の多元化と、懸案事項の早急な解決を目指したようである。しかしこのような組織立ち上げのどれをとっても、小手先の対処療法でしかならず、スペインの抱える問題の本質的解決からは程遠い。更に、財政再建問題でも議論の中心にいたファン・デ・オバンドは、インディアス諮問会議の改革でも実績を残したとされているが、異端審問所や失敗に終わった財政諮問会議のような政策諮問会議のみならず、インディアス諮問会議のような地域諮問会議の改革の成果も実はかなり限られたものであった。²⁶⁾ 本格的な改革による国家官僚機関の部局化、専門化は、国王を中心に中央集権化が進んだとはいえ、地域主義の伝統を根強く持つスペインでは困難を極めたと言えよう。フェリペはこれら実務家集団を *letrado* と呼ばれる法律家達を集めて組織しようとしたが、所詮国王への近さ故に権限を持った集団であり、大貴族に取って代わるだけの力量を備えていたかどうかは疑問視される。実務官僚としての彼等の力は、本格的官僚制度の確立を可能にするほどの力はなく、国王直属の秘書局程度の組織体であったと考えられる。²⁷⁾

ここで、宮廷政治と国家官僚政治の関係上最も重要な分野とみなされる財政部門に関し、もう少し詳細に両国の違いを見てみたい。即ちこれは具体的には国王の私的金庫と国家財政部門の関係であり、イングランドにおいては、王室出納長官 (*Keeper of the Privy Purse*) と財務府 (*Exchequer*) の役割の違いに関係する。ヘンリー7世期に王室の財務官としての出納長官は、財務府と併設された新しい制度の徴収官 (*receiver general*) 或いは主計官 (*paymaster general*) として機能したが、その職務が多忙化しウエストミンスターに定着すると、国王の地方巡回に同行できなくなる。地方巡回中も国王は私的金庫を必要とし、そこで出納役として機能したのが宮内官 *Groom of the Stool* であった。テューダー期における宮廷政治中心説をとるスターキーによれば、王室出納長官が財務府に取って代わって台頭したように、今度は王室出納長官に代わって国王により身近に仕える宮内官が宮廷政治財務においても中心的存在となる。

²⁶⁾ オバンドによる財政改革の取り組みやインディアス諮問会議改革に関しては、A.W. Lovett, 'The Castilian Bankruptcy of 1575', *Historical Journal*, 23, 4 (1980) に言及がある。異端審問所改革の最大の問題とされていた訴訟過程における秘密主義は、拙稿「スペイン異端審問制度の史的展開と司法権の時代的・地域的特質」『専修大学社会科学研究所月報』第547号、42-4頁を参照されたい。

²⁷⁾ オバンドについては Stafford Poole, *Juan de Ovando: Governing the Spanish Empire in the Reign of Philip II* (Norman, Okla., 2004) が詳しい。彼はインディアス諮問会議の長官として、ヌエバ・エスパーニャの植民地政策立案に奔走し、更に財政諮問会議を指揮して、慢性的危機に陥っているスペイン財政の建て直しを試みようとした。

そして財務組織においても、国王私室を中心としたハウスホールドが、宮廷外の国家部局を超える財務機関として頭角を現すとしたスターキーの見解は、国王の個人的支出や宮廷費以外の全ての支払いは国王私室から切り離されたとするエルトンの考え方と真っ向から対立する。エルトン説に立てば、ヘンリー8世期に整備が進んだと考えられる国家財政部局の中で、王室増加収入裁判所の役割は、その財政規模からしても出色である。修道院解散に伴う旧修道院資産の極めて効果的な運用によって、ここから国庫に収められた金額は、テューダー政府財政の台所事情改善に大きく寄与したと言えよう。三層の決算機構を通じて最終的にウエストミンスターにある最上位の財務官に送られ集められた金額は、増加収入裁判所運営以外の支出である、外交、防衛、戦費、王室債務等に分配された。増加収入裁判所のような中央集権化された国家財務部局は、テューダー財政の効率的維持管理のためには必要な組織であった。カトリック国スペインには、イングランド宗教改革の過程でもたらされたような、修道院解散による莫大な旧修道院資産の国庫への転換という幸運は当然期待できなかつた。しかし、このような予期せぬ資産が国庫に入る可能性があったとしても、元々収支のバランスが全く無視されていたカスティージャの財務行政の下では、数度に及んだ国家破産を回避することができたかどうか疑わしい。カスティージャにおいてこそ、所謂ハプスブルク行財政革命が必要であったと言えよう。

2. フェリペ2世の宮廷政治と寵臣ルイ・ゴメス

ルイ・ゴメスは1516年頃ポルトガルで生まれたと伝えられているので、後に彼の主君となるフェリペ2世より10歳年長ということになる。そして彼は、幼年時代をリスボンから90キロ程テージョ川をさかのぼったシャムスカやウルメの村で過ごす。これら2村の政治管轄権は当初は近郊の町サンタレムにあったが、その後1561年にこれら2村は自治村(villa)として、ルイ・ゴメスの父フランシスコ・デ・シルバに与えられている。比較的恵まれた幼年時代を過ごしたルイ・ゴメスであったが、フランシスコの次男という立場ではシャムスカ周辺の財産を相続することは考えられず、故郷を離れて地位を築く必要があった。彼に運が向き始めたのは、母方の祖父であるルイ・テレス・デ・メネセスが、ポルトガル王女イザベラの執事長(mayordomo mayor)に就任してからである。イザベラはポルトガル国王マニュエル1世の娘であるが、スペイン王カルロス1世との結婚が決まっていた。ルイ・テレスはイザベラに付き従ってスペインに向かうことになるが、その際自分の孫をイザベラの侍童(menino)として同伴する。こうして僅か9歳ぐらいの時に、ルイ・ゴメスは故郷を離れカスティージャでの宮仕えを始めるのである。そして彼は祖父の影響もあり、1527年5月にバジャドリッドでカルロス1世とイザベラの間生まれたフェリペ(後のスペイン王フェリペ2世)の小姓に抜擢される。そして、カルロ

ス 1 世が神聖ローマ皇帝カール 5 世として 1529 年に一旦スペインを離れると、イザベラのハウスホールドがフェリペの身の回りの世話をするようになる。1535 年になるとカルロス 1 世はスニガ(Juan de Zúñiga)をフェリペの後見人に任命し、それに伴いルイ・ゴメスも 3 人の給仕役(trinchante, 元々宮廷で肉を切り分ける給仕の意)の一人としてフェリペに仕える。フェリペはまだ正式にハウスホールドを持たなかったため、フェリペ自身の執事長の任命はなく、このような措置が採られたのである。イザベラのハウスホールドで厚遇されたルイ・ゴメスは、彼女の死後もフェリペに仕え、1547 年にはフェリペの外交使節としてアウグスブルクに赴き、カール 5 世のミュールベルクでの対プロテスタント戦役勝利を祝っている。皇帝はルイ・ゴメスに伝言して、アラゴンのモンソンでアラゴン議会(Cortes de Aragón)に臨席していたフェリペに至急ネーデルランドに駆けつけるよう命じる。翌 48 年ルイ・ゴメスは、初めて宮廷内での高い地位を得る。この頃カスティージャ王室は、儀礼を含め宮廷のスタイルを洗練されたブルゴーニュ風に変革しようとしていた。フェリペがこれから赴くネーデルランドの地の宮廷生活に慣れるための準備でもあった。この頃カール 5 世はアルバ公をフェリペの執事長に任命したが、この任命によってアルバ公はフェリペの周辺でかなりの権威を所持したと考えられる。一方ルイ・ゴメスは皇帝によって侍従長(sumiller de corps)に指名され、フェリペの最も近い存在としてこれから宮廷で大きな力を発揮していくための足場を築くこととなる。財産もなく、ポルトガルでの地位もカスティージャ貴族の間では見下されていたルイ・ゴメスは、その後有力貴族となった後も、カスティージャの郷士(hidalgo)の敬称である don の称号を受けることはなかったと言われている。その意味でも、侍従長への抜擢は彼にとって大きな飛躍であった。²⁸⁾

1548 年 11 月、フェリペはジェノヴァのアンドレア・ドリア(Andrea Doria)の艦隊に乗り込み、ミラノ、オーストリア、南ドイツ経由で翌年 4 月にはブリュッセルに到着する。当然ルイ・ゴメスも随員の一人として同行したが、彼はフェリペの側近として、フランドルへ向けての旅の期間を通じて中心的役割を果たすこととなる。フェリペは父カール 5 世と面会を果たすとともに、将来統治することとなるネーデルランドの地を周遊視察して、地元貴族等との交流を積み重ねる。ネーデルランドでのフェリペの印象はあまり良くなかったが、この旅の実現に功績があったとして、ルイ・ゴメスは、スペイン帰国後にカラトラバ騎士団(Orden de Calatrava)所属のラマンチャ地方アルガマシージャの地を、恩賞地(エンコミエンダ encomienda)として

²⁸⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, pp. 7-19. アルバ公研究の第一人者モルトビーは、アルバ公の評価に関しては好意的で、アルバ公にはルイ・ゴメスに対する階級意識、即ち階級的優越感はなかったと解釈する。William Maltby, *Alba: Biography of Fernando Alvarez de Toledo, Third Duke of Alba, 1507-1582* (Berkeley and Los Angeles, 1983). ポルトガル出自がカスティージャの貴族の間で見下されていたかどうかは、研究者によって解釈に違いがある。実際フェリペ自身も、母がポルトガル出自であることから半分はポルトガルの血が流れていることを考えると、ポルトガル出自問題はあまり強調すべきでないことも知れない。

与えられる。カラトラバ騎士団は、サンティアゴ騎士団(Orden de Santiago)やアルカンタラ騎士団(Orden de Alcántara)とともにカスティージャの 3 つの騎士団の一つであった。ルイ・ゴメスはアルカンタラ騎士団の騎士(caballero)であった時期もあったが、この 2 つの騎士団を行き来し、最終的にはカラトラバ騎士団の管長(clavero)の要職に就いている。宮廷での地位が確固たるものになりつつあるルイ・ゴメスにとって、かなりの出費を覚悟する必要があったから、エンコミエンダから入る収入は願ってもないものであった。カスティージャでのこれと言った地位のないルイ・ゴメスにとって、カスティージャの騎士団での騎士として、またエンコミエンダ所有者(encomendero)としての地位は、カスティージャの貴族達と伍していく上で大きな助けとなった。しかし、ポルトガル出身者としてのハンディに加えて未だ結婚をしていなかったルイ・ゴメスには、フェリペの愛顧を受けていたことやカラトラバ騎士団での地位の他には、カスティージャにおける有利な縁戚関係もなかった。そこでルイ・ゴメスの結婚問題が急に浮上することになる。²⁹⁾

アナ・デ・メンドサとの結婚は、フェリペの強力な支援があって実現したと言えよう。実際結婚の契約は、アナの義父とフェリペの間で結ばれたものであった。³⁰⁾ アナはこの頃、美貌、血縁、将来の継承のどの点から見ても結婚相手として最も注目を集めていた女性である。フェリペの側近として宮廷内で急速に力を伸ばし始めていたルイ・ゴメスではあったが、彼との結婚に向けてメンドサ家の方から動きを見せた形跡はない。元々メンドサ家は、その大きさと分枝した家系の故に一枚岩では決してなく、メンドサ家全体がこの結婚によって王室との繋がりを強固にして、結婚による何らかの利益を求めようとしたとは考えにくい。いずれにせよルイ・ゴメスとアナの結婚は、前者をカスティージャ政治で更に高い地位に引き上げる助けとなったことは事実である。次の 10 年間にルイ・ゴメスは、フェリペの寵臣として、また首席補佐官としての地位を駆け上るのである。ルイ・ゴメスにとってアナとの結婚は、特にカスティージャの貴族階級との関係作りに重要であったのみならず、自身のパストラナ家の創設にも大きく寄与した。しかし、結婚の話が出た頃は、ルイ・ゴメスの地位も将来もまだ確約された段階ではなかった。カール 5 世はまだ退位の意向を示しておらず、フェリペがスペイン王として君臨することも近い将来起こりえるとの確証はなかった。しかも特にコムネロスの乱以降カール 5 世は、一人の家臣に権力が集中することを好まず、政治をある程度大貴族や官僚に任せたが、王の取り巻きの寵臣達が政治の世界でも勢力を伸ばすことのないように腐心した。即ち、カール 5 世は全権を持った寵臣が誕生することを嫌ったように思われる。³¹⁾ このような状況を考える

²⁹⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, pp. 20-1.

³⁰⁾ *Ibid.*, p. 27.

³¹⁾ *Ibid.*, p. 32.

と、メンドサ家がルイ・ゴメスに一家の将来を託すことを念頭にアナの結婚を進めたとは考えにくい。

ところで、フェリペの尽力によって実現したとも言えるルイ・ゴメスとアナの結婚からしばらくたった1553年夏、今度はフェリペとポルトガル王女マリア(Maria de Portugal, Duquesa de Viseu)との結婚話が持ち上がり、ルイ・ゴメスはフェリペの使いとしてポルトガルに出向くこととなる。フェリペの最初の結婚相手はポルトガル王女マリア・マニュエラ(Maria Manuela de Avis)であり、後述するドン・カルロスが2人の間に生まれている。しかしマリア・マニュエラは、結婚後2年目、ドン・カルロス誕生の数日後に死去している。今回の結婚話の相手である王女マリアは、死去したマリア・マニュエラの叔母に当たる。フェリペの母イザベラもポルトガル王室出であり、ルイ・ゴメスとの関係も含めてフェリペにはポルトガルに親近感を覚える基盤があった。フェリペのマリア・マニュエラとの結婚は、ルイ・ゴメスにとっても新たに出世の可能性を開くものであったが、マリア・マニュエラがフェリペとの結婚後僅か2年で死亡したことを考えると、ルイ・ゴメスが今回の結婚話にかかる意気込みは相当に大きかったと思われる。³²⁾しかし両者の結婚が決まりかけた時に、突如イングランド女王メアリーとの婚姻話が持ち上がった。この話を進めたのはブリュッセルの父カール5世の宮廷であり、特にロンドン駐在の神聖ローマ帝国大使シモン・レナードとアラス司教グランヴェルの役割は大きかったと言われる。この結婚に対しては、フェリペ自身の思いには複雑なものがあったと伝えられている。嘗てのブルゴーニュ・イングランド同盟の復活の手段として父カール5世によって企てられた結婚であったが、父の帝国政策に同調する形でフェリペはこの結婚話に同意する。もちろんブリュッセルとロンドン間で、カール5世の帝国政策の一端として取り決められた結婚話に対して、当初フェリペが乗り気でなかったことは当然である。イングランド女王メアリーとの結婚は、ポルトガル王室に対する信義の問題も持ち上がったことであろうし、イングランドにおけるフェリペの安全が十分に保障されていたわけでもなかった。更にイングランド政府が提示する結婚契約の内容にも、スペイン側には不満が多々あった。しかし、それらよりもカール5世の帝国政策が優先され、フェリペも帝国政策の重要性をよく理解していたことになる。

フェリペのイングランド滞在時の安全のためには、1352年に議会で認められたイングランド大逆罪法の適用を、国王の配偶者のみならず女王の配偶者(即ちフェリペ)にまで拡大する必要があったが、それがイングランド議会でなされたのは結婚後しばらく経ってからであった。結

³²⁾ José Luis Gonzalo Sánchez-Molero, 'La Formación de un Privado: Ruy Gómez de Silva en la Corte de Castilla (1526-1554)', *Felipe II (1527-1598) Europa y la Monarquía Católica*, ed., Mosé Martínez Millán (Madrid, 1998), p. 387.

婚契約では、フェリペがイングランド王の称号は獲得するが、イングランドにおいて政治的役割を果たすことは制限されており、メアリー死去時においても王位継承権からは外されることが規定されていた。故郷ポルトガルの王室との繋がりをより強固にする縁組が実現しなかったことは、両家の仲介役となったルイ・ゴメスにとっても衝撃は大きかったと思われる。この時期のフェリペのハウスホールドは、ブリュッセルの父カール 5 世の宮廷に対して従属的な立場でしかなかったことは当然としても、この結婚直前に父によってナポリ王の称号を受けるまでは、フェリペ自身確固としたタイトルを持たなかった身である。様々な不安を持ちながらも、フェリペが執事長アルバ公や馬丁頭 (caballerizo mayor、イングランドの主馬頭 master of horse に相当) ドン・アントニオ・デ・トレド等のフェリペ自身のハウスホールドの従者を引き連れて、イングランド南部の町ウインチェスターでの結婚、そしてロンドンでの生活に旅立ったことは、フェリペの父カール 5 世に対する恭順の思いの表れに他ならない。ルイ・ゴメスも、フェリペの側近として当然イングランドに赴くこととなる。³³⁾ 国王カルロス 1 世 (神聖ローマ皇帝カール 5 世) とその後継者フェリペの二つのハウスホールドが、短期間とは言えイベリア半島を離れたこととなるが、一応宮廷政治的統治機構を持ちつつも確固とした国家官僚制度を持たないスペインが、このような状況下でどのように統治されたかは興味あるところである。加えてカスティージャに残ったフェリペの妹フアナ (Juana de Austria) の摂政政府とフェリペのハウスホールドとの関係は、兄妹の良好な関係とは対照的にあまり良くなかったと一般に言われている。この時期カスティージャの留守政府では、異端審問所長官のフェルディナンド・デ・バルデスやフアン・バスケス (Juan Vázquez de Molina) 等が力を持っていたが、この 2 人の関係もライバル関係にあり安定した留守政府とは決して言えなかった。³⁴⁾ 大貴族の土地支配を中心としたこの頃のスペイン地方政治における一種の安定化状況が、スペインにとってはせめてもの救いであった。

ところで、結婚後ロンドンに居を移したフェリペのハウスホールドとイングランド側の軋轢は、ルイ・ゴメス等の証言から判断しても予想を上回る大きなものであった。³⁵⁾ ハンプトン・コートにおいて、フェリペのハウスホールドの全員に適切な居住空間を与えることは不可能であり、メディナセリ公等フェリペに同行した有力貴族の中には、フランドルへの移動を願い出

³³⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, pp. 40-2.

³⁴⁾ Carlos Javier de Carlos Morales, 'Grupos de Poder en el Consejo de Hacienda de Castilla: 1551-1566', *Instituciones y Elites de Poder en la Monarquía Hispana durante el Siglo XVI*, ed., José Martínez Millán (Madrid, 1992), pp. 110-1, 125.

³⁵⁾ フェリペとメアリーの結婚をきっかけとして、イングランドにおけるスペインへの反発は宮廷や政界に止まらず一般社会にも拡がり、多くの反スペイン文献の出版を見ることとなった。Jennifer Loach, *Parliament and the Crown in the Reign of Mary Tudor* (Oxford, 1986), pp. 184-90. 但し、ハンプトン・コート到着当初のフェリペのスペイン宛書簡からは、バジャドリッドでフェリペの留守中摂政の役割を果たした妹フアナ宛書簡が示すように、フェリペの楽観論しか伝わっていない。AGS Estado 808, 38.

て認められるものもいた。結局フェリペのハウスホールドに残った有力者は、アルバ公やルイ・ゴメスの他には、フェリア伯やオリバレス伯がいるぐらいであった。³⁶⁾ スターキーが主張するような宮廷政治が実際に機能していたとすれば、ロンドンにメアリー1世とフェリペ2世の2つのハウスホールドが存在していたことが、実に不自然な状況であったことは容易に想像できる。イングランドのカトリック復活の政策立案等でも、それにスペイン側が大きく貢献したという史料は見当たらない。メアリー1世に何らかの進言ができるのであれば、フェリペ自身とシモン・レナードだけであった。その他にフェリペの家臣団の中でただ一人例外を挙げるとすれば、後にトレド大司教となり、その後フェルディナンド・デ・バルデス長官指揮下の異端審問所の訴追を受けるバルトロメ・カランサであろう。彼はフェリペに随行したイングランドにおいて、レジナルド・プール枢機卿と協力して、イングランドでのプロテスタント「異端」の対応に活躍したと伝えられている。³⁷⁾ これまでメアリー1世の政権で中心的存在であった大法官ガーディナーは、徐々にメアリーに対する影響力を失い、代わってこの頃からプール枢機卿が、メアリーの信望を勝ち得ることになる。プール枢機卿は、カトリック教会への忠誠心から枢密院メンバーになることは拒んできたが、事実上メアリー政権の要(chef de cabinet)として女王をサポートしていた。当時メアリー1世の政策決定は、枢密院メンバーから選ばれた少数の有力者で構成される所謂 *select council* によってなされていた。プール枢機卿は女王とこのような *select council* の間に立って仲介役としての要職を担っていたのである。³⁸⁾ *select council* はスペインでは、*consejo selecto* として1570年代に既にそれらしき存在が確認されるが、1580年代に組織される先述の「夜の委員会」もそのような組織の1つであったとも考えられる。メアリーの政権でこのような重要な役割を演じるプール枢機卿と密接な関係を持ったカランサが、イングランド教会のカトリック復帰に何らかの役割を果たしても不思議ではない。フェリア伯

³⁶⁾ Loades, *The Reign of Mary Tudor*, p. 159. この第5代フェリア伯はエストレマドゥーラのバダホス県にあるサフラを拠点としていたが、彼が1567年にその功績によってフェリア公となった頃に、サフラの町の発展が顕著に見られる。町の中心に建てられたフェリア宮は、現在はパラドールになっている。身分的には自分よりも劣るルイ・ゴメスと親交を持ったことは、後にフェリア伯にとってもフェリペ2世の宮廷政治においてもプラスに働く。一方オリバレス伯は、ペドロ・デ・グスマン *Pedro de Gusmán y Zúñiga*、即ち第1代オリバレス伯(1 *Conde de Olivares*)である。有名なフェリペ4世の寵臣オリバレスは彼の孫に当たる。ペドロ・デ・グスマンは、第3代メディナ・シドニア公の次男に当たり、アンダルシアのサンルカールを拠点とするメディナ・シドニア家の分家となる。第3代メディナ・シドニア公の曾孫がスペイン無敵艦隊の指揮を執った第7代メディナ・シドニア公で、後述するように、ルイ・ゴメスの娘が彼に嫁いでいる。

³⁷⁾ William H. Rule, *The Brand of Dominic or Inquisition at Rome supreme and Universal* (New York, 1853), p. 197; John Edwards & R.W. Truman, eds., *Reforming Catholicism in the England of Mary Tudor: The Achievement of Friar Bartolome Carranza* (Furnham, Surrey; 2005); Luis Suárez Fernández, 'El Tiempo de Bartolomé Carranza, *V Centenario del Nacimiento del Arzobispo Carranza*, ed., Luis Suárez Fernández (Madrid, 2004), p. 22; Santiago Muñoz Machado, ed., *Los Grandes Procesos de la Historia de España* (Barcelona, 2002), p. 242.

³⁸⁾ Glyn Redworth, 'Matters Impertinent to Women: Male and Female Monarchy under Philip and Mary', *English Historical Review*, vol. 112, no. 447 (Jun. 1997), pp. 603-4.

も妻ジェーン・ドーマーがメアリー1世の宮廷私室の侍女であったことから、イングランド側の宮廷との行き来はあった。しかし、カランサと比べるとフェリア伯は、フェリペの宮廷で中核を占める人物であったことから、イングランド側との自由な交流には限界があった。³⁹⁾

しかし一般には、テューダー中期研究の権威デイヴィッド・ローズが示したように、フェリペと彼のハウスホールドのイングランド政治への関与の度合いは最小限に留まったと受け止められている。⁴⁰⁾ フェリペとメアリーは、名目上はイングランドの共同君主となったのであるが、先述したように当初の結婚契約によってフェリペの役割にはかなりの制限が加えられていた。一言で言えば、共同君主とは名ばかりで、フェリペの国王としての権限はメアリー生存中の期間に限定され、更に彼女の生存中も様々な制約が課されていた。フェリペの実際の権限は、一応国王の称号は持っていた故に、後のヴィクトリア女王の夫アルバート公が持っていた称号であった王配殿下(prince consort)よりは上、しかし権限については摂政(prince regent)には及ばないと判断できよう。イングランドにおけるフェリペの地位や役割は、元々原則に基づいて規定されていたわけではなく、フェリペの政治参加の度合いは、皇帝側とイングランドの交渉の過程で話し合われていたという事実がある。それ故、1352年の大逆罪法を女王の配偶者にまで適用し、イングランドにおけるフェリペの安全を保障しようとするような重要な議会措置も、かなり遅れて議会を通過することになる。しかし、本来イングランドにはサリカ法は存在しないものの、女王による統治はこれまでにないものであり、新しく国王となるフェリペの権限を十分に規定して抑えておく必要があった。その点においては、イングランド側はある程度成功裏にこの方針を結婚契約等において実現させていると思える。例えば、大逆罪法の適用の拡大に関しても、適用期間を「婚姻の継続期間」に限定し、女王の死去等によりフェリペが国王権限を要求することを間接的に防止しようとし、結婚契約の趣旨を踏襲する法案となっている。⁴¹⁾

メアリーは夫フェリペがより大きな役割を演じることを願っていた。フェリペのイングランド到着後は結婚契約の内容にもかかわらず、フェリペの政策関与の形態は積極関与の方向で調整されていくものとイングランドでは危惧されていたが、実際には何も起こらなかったというのがローズの見解である。ローズはその根本原因として、フェリペが英語を理解せず、イングランドのコモンローの知識も殆ど持ち合わせていなかったことを挙げている。そこでフェリペは、ウィリアム・パジェットやペンブロック伯、アルンデル伯といった当時のイングランドの枢密院を代表するメンバーと、イングランド政治に関する政策論議を行なうよりは、アルバ公、

³⁹⁾ M.J. Rodríguez-Salgado & Simon Adams, eds., 'The Count of Feria's Dispatch to Philip II of 14 November 1558', *Camden Miscellany XXVIII*, Camden Fourth Series vol. 29, 306-7.

⁴⁰⁾ David Loades, *The Reign of Mary Tudor* 及び同著者の 'Philip II and the Government of England', *Law and Government under the Tudors*, ed. Claire Cross, David Loades and J.J. Scarisbrick (Cambridge, 1988), pp. 177-94.

⁴¹⁾ *Ibid.*, pp. 177-9.

フェリア伯、オリバレス伯等自分の廷臣との協議に時間を取った。更にローズは、イングランドの状況や法に関して殆ど無知であったルイ・ゴメスにフェリペが全幅の信頼を置いていたことも、フェリペのイングランド滞在を「失敗」に終わらせる一因であったと示唆する。⁴²⁾ ところで、1556年はフェリペの戴冠を巡って議論が沸騰した年である。戴冠を通じてフェリペが徐々に影響を強め、イングランドの貴族を権力の中枢から排除していくのではないかとの危惧が指摘されていた。この戴冠問題に関してメアリーは一步も譲らず、フェリペの戴冠はついに実現することはなかった。⁴³⁾

このような定説に対して、レドウォース等はイングランド滞在時のフェリペの役割を積極評価し、ローズ説の修正を提案している。レドウォースの理解は、結婚契約にもかかわらず、実際のフェリペのイングランド政治への関与は、実務面ではこれまで言われてきた以上に大きいとするものである。まず、国事関連事項はその内容をスペイン語からラテン語に翻訳してフェリペに手渡されるべきこと、更にはその内容を、フェリペが情報共有の必要を感じる誰にでも伝達してよいことを枢密院が規定している事実レドウォースは着目する。これは、政府において英語以外の新しい言語の使用を何とか防止しようとした結婚契約に、イングランド自らが違反するものでもある。更に、重要事項の署名は、女王と国王の両方によることを枢密院が求めていること、フェリペがこの求めを忠実に遂行していることも、レドウォースはフェリペの関与を示す証拠であると判断する。フェリペは火曜と金曜に枢密院の会合に出席していたようであるし、メアリーは王璽尚書に命じて、「国王が全ての国事事項の報告を受け、国王の全ての命に従うこと」を求めている。⁴⁴⁾ 宮廷の廷臣や政府ポストの任命に関しても、ローズがウィリアム・パジェットを王璽尚書に昇格させるのに貢献した以外には、フェリペには人事に関してこれといった影響力が無かったと断じたのに対し、レドウォースは、フェリペの留守中 *select council* が重要な任命に関しては逐一フェリペに報告し、検討中の任命事項についてはフェリペの事前承認を得ていたことを指摘している。フェリペが大陸に赴きイングランドを留守にした期間の方が、彼の権威は大きかったとの印象がある。

そして、おそらく最も有名な任命案件へのスペインの関与を示す例としては、スティーヴン・ガーディナーの後任としての大法官 (*Lord Chancellor*) 人事が挙げられる。フェリペは、自分とメアリーの結婚に枢密院メンバーの中でただ一人賛成したパジェットを、大法官職に押すことを望んでいるとの噂もあった。しかし、パジェットはエドワード6世死去後のサマーセットやノーサンバーランドのプロテスタント政権でも高官職を占めていたことから、プール枢機卿等

⁴²⁾ *Ibid.*, pp. 187-8.

⁴³⁾ David Loades, 'Philip II and the English', *Felipe II (1527-1598)*, ed., Martínez Millán, p. 490.

⁴⁴⁾ Redworth, 'Matters Impertinent to Women', pp. 600-1.

のカトリック勢力による任命反対運動に遭遇する。このような状況を察した先述のバルトロメ・カランサは、大陸に渡って留守中のフェリペに書簡を送り、パジェットのような「異端者」の大法官任命には反対するように要請する。結局メアリーは、厳格なカトリックであるヨーク大主教ニコラス・ヒースを大法官に任命することになる。これはパジェットの要職就任を阻止するスペイン主導の陰謀との説もあるが、後年のカランサの証言以外には確実な証拠は無い。カランサ証言とは、トレド大司教となったカランサ自身が異端審問所長官フェルナンド・デ・バルデスによって異端の嫌疑で訴追された時に行った証言で、その中でカランサはイングランド滞在時のこの大法官後任任命劇に言及している。⁴⁵⁾ このように、レドウォースの提示する証拠は断片的であるが、おそらく真実はローズとレドウォースの中間に位置しよう。レドウォースが提示したように、フェリペを筆頭にしたスペイン側が、イングランドの政治情勢に全く関与できなかったわけではない。しかし、イングランド政治の大勢に影響を及ぼすほどの力は持ち合わせておらず、それが彼らの関心をブリュッセルのカール5世の宮廷政治に向けさせる一因ともなった。戴冠が持つ意味はイングランド程大きくはないが、スペイン国王として王権委譲を目前にして、フェリペや廷臣達の目が半分は大陸に向いていたことも、フェリペと彼のハウスホールドが、イングランドとの関わりにいまひとつ積極的になれない一要因でもあった。

そこで、フェリペの家臣達に対して厳しい態度を維持していたイングランド側に対して、少なくともフェリペの家臣団としては一致団結して苦境に対応すべきであったことは言うまでもない。しかしこの時点に至っても、ルイ・ゴメスとアルバ公の関係はうまくは行っていなかった。実はイングランドにあるフェリペのハウスホールドでもフランドルのカール5世の宮廷においても、この時期2つのグループが互いに勢力を競い合っていた。そのうちの1つは、フェリペのハウスホールドではアルバ公によって、ブリュッセルではアラス司教グランヴェルによって代表される所謂帝国派グループで、彼等はカール5世の下での有力廷臣としての彼等の経験が、後継国王となるフェリペによっても重視され、新国王の下でも権力の中核での要職が約束されるであろうと期待していた。彼等は、カール5世期から保持してきた権力の継承をフェリペの治世でも実現させたいと願っていたのである。しかし、その後のフェリペ2世治下での2人に対する扱いを見ると、このような期待が裏切られたことは明白である。バジャドリードの摂政政府の中心人物ファン・バスケスも、この帝国派の一員であったと考えられる。⁴⁶⁾ もう1つのグループは、イングランドのルイ・ゴメスとカール5世の宮廷のフランシスコ・デ・エ

⁴⁵⁾ Ibid., pp. 605-6; J.I. Tellechea Idígoras, *Fray Bartolomé Carranza: Documentos Históricos* (Madrid, 1962), iii, 29. カランサ事件については、拙稿「スペイン王フェリペ2世の対外政策」『専修大学人文科学研究月報』第215号、23、29頁及び拙稿「スペイン異端審問所制度の史的展開と司法権の時代的・地域的特質」34-8頁を参照されたい。

⁴⁶⁾ Manuel Fernández Álvarez, *Felipe II y su Tiempo* (Madrid, 2001), p. 796.

ラソ (Francisco de Eraso) を中核としており、2 人の間には海峡を隔てた密接な交信があった。彼等は、アルバ公等カール 5 世周辺の古株連がフェリペの宮廷政治でも指導的役割を果たすことに反対し、後継国王の下では「変化」を旗印に、自分たちを中心とした新しい行政チームの創設を願っていた。彼らは、家臣団の継承ではなくて、新国王の下での変革を求めたのである。フェリペ自身、アルバ公の家父長的で高慢な態度には我慢ならなかったし、元々フェリペは父カール 5 世からのみ指導を受け入れる用意があった。

アラス司教グランヴェルとフェリペの接点はそれ程顕著ではないが、フェリペにとってはこの傲慢なアラス司教も好意を寄せることができる人物ではなかった。アルバ公とルイ・ゴメスが、イングランドのフェリペのハウスホールドにおいて対立している時に、ブリュッセルにおいては、グランヴェルとエラソの確執が表面化していた。ナバラ出身のエラソは、カール 5 世の宮廷の秘書官として皇帝の近くで仕え、フェリペの寵臣としてのルイ・ゴメスに近い立場にあった。エラソは、フェリペのイングランド女王との結婚の手柄を巡って起きたシモン・レナードとグランヴェルの対立を巧みに利用して、イングランド在住のルイ・ゴメスとの綿密な協調の下にグランヴェルの追い落としにかかる。アラス司教はフェリペに取り入れるために、カステージャ語を学び、アルバ公の考えに似たスペイン中心主義的立場を擁護しようとしたが、フェリペの関心を買うことがなかったばかりか、逆にフェリペや彼の寵臣に不信を抱くブルゴーニュやフランドルの廷臣達の反発を受けることとなる。ルイ・ゴメスとエラソが密接な連絡を取り、フェリペとカール 5 世の両方のハウスホールド内での影響力を高めたのに対し、アルバ公がグランヴェルと協調して不利な状況に対応したという記録はない。⁴⁷⁾ このようにルイ・ゴメスは、イングランドにおいて女王メアリーのハウスホールドとの対応のみならず、フランドルのカール 5 世のハウスホールドにおける状況をも視野に入れておく必要があった。カール 5 世の引退時期はまだ確定しておらず、そのことはフェリペがスペイン国王を継承する時期も未定であることを意味していた。そうした中でルイ・ゴメスとエラソは、カール 5 世に対してフェリペへの権力移譲を早期に実現させるため、イングランドにおけるフェリペの「活躍」をカール 5 世に印象付けようとする。彼等の報告は、皇帝大使としてロンドンに駐在していたレナードのフェリペに関する悲観的観測とは好対照を見せている。カール 5 世がアルバ公を一種の「後見人」たる執事長としてフェリペのハウスホールドに送り込んだ裏には、皇帝の心の中にその時点でのフェリペ後継への不安があったからに他ならない。そのような皇帝の不安を払拭するために、ルイ・ゴメスはエラソの助力を得て、フェリペの「成長」を皇帝に対して自分たちに有利に報告した形跡がある。当然グランヴェル等は、カール 5 世の退位を遅らせ

⁴⁷⁾ しかし 少なくとも、アルバ公がグランヴェルを支持していたことは事実である。Geoffrey Parker, *The Grand Strategy of Philip II* (New Haven and London, 2000), p. 118.

たいと考えていたが、ルイ・ゴメス陣営の思惑は、フェリペの成長を強調することで、カール 5 世の退位に関してその最大の障害であったフェリペ後継への不安を取り除くことにあった。更にルイ・ゴメスとエラソの連携には、もう 1 つのプラス要素が加わった。グランヴェル等によりブリュッセルでの政治活動で頭を抑えられてきたエラソにとって、新国王のもとで新しい出発を始めることは、以前のライバル達を見下す良い機会となったことであろうし、政治に卓越した手腕を誇っていたエラソとの協力は、政治・行政分野での経験の少ないルイ・ゴメスにとっても大きな力となった。⁴⁸⁾

1554 年 12 月から 1555 年 8 月の期間にルイ・ゴメスはフェリペの指示で 3 度ブリュッセルを訪れており、またエラソも同じ期間に 2 度イングランドを訪問している。このような相互の訪問時に、フェリペのロンドンからブリュッセルへの移動と、カール 5 世の退位に向けての準備が話し合われたことは間違いない。この時期ルイ・ゴメスはフェリペのハウスホールド内での権勢を更に増大させるが、その大きな原因となったのが、1555 年始めにアルバ公がイタリアへ派遣されたことである。フェリペはメアリー 1 世との婚姻前に、父カール 5 世からナポリ及びミラノの主権を与えられていたが、この頃これらイタリアのスペイン領有地がパウルス 4 世を支持するフランス軍(ギーズ公軍)と教皇軍によって脅かされていた。アルバ公の派遣は、このような情勢に軍事的に対処するためのもので、このイタリア方面司令官職にはアルバ公のほかにも 2 人の候補者が名乗りを上げていた。サヴォイア公のエマニュエーレ・フィリベルト(Emanuele Filiberto)とミラノ総督フェランテ・ゴンザーガ(Ferrante Gonzaga)である。この 2 人は、特にサヴォイア公の公国がフランス占領下にあった事情もあり、ミラノ総督職を巡っても争っていたという経緯がある。結局イタリア方面司令官職は、イングランドでの生活に退屈し大陸への移動を望んでいたアルバ公が射止めることとなる。サヴォイア公とミラノ総督の確執を考えると、この 2 人のどちらに司令官職が任されても、カール 5 世が複雑な問題を抱えることになることは容易に想像できる。⁴⁹⁾ いずれにせよ、アルバ公はイタリア戦線でフランス・教皇軍に勝利し、彼のイタリア遠征は成功したように見えた。サヴォイア公もイタリア方面司令官職の代わりにネーデルランド総督職を得て、結局一番割を食ったのはミラノ総督ゴンザーガであった。しかし、アルバ公もこの時期にフェリペのハウスホールドを留守にした痛手は大きく、ルイ・ゴメスにハウスホールド運営の主導権を握られたのみならず、アルバ公が本来提案すべきイタリア政策も、フェリペの戴冠後はマドリードにおいてルイ・ゴメス影響下のイタリア諮問会議(Consejo de Italia)によって立案されることになる。⁵⁰⁾ 但し、アルバ公はル

⁴⁸⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, pp. 42-50.

⁴⁹⁾ *Ibid.*, pp. 52-4.

⁵⁰⁾ Henry Kamen, *The Duke of Alba* (New Haven & London, 2004), pp. 48-50.

イ・ゴメスに対して、自身のイタリア方面司令官就任をフェリペに推挙するよう要請していることを考えると、ルイ・ゴメスを中心としたエボリ派とアルバ派の確執が更に激しくなるのは、もう少し後の1550年代末以降であったと考えられる。

ルイ・ゴメスがイングランドとネーデルランドにおいて、側近中の側近として寵愛されたのも、1つにはフェリペのハウスホウルドの規模にも由来する。イベリア半島を離れ「旅先」での宮廷は、特に力を持った大貴族や地方の有力者をスペインに残してきた状況下ではかなり小さくまとまって維持されており、ルイ・ゴメスが複雑な人間関係や権力闘争に巻き込まれる度合いは比較的少なかった。このような状況下では、ルイ・ゴメスの幼少時代からのフェリペとの親密な関係は、大きな力となってルイ・ゴメスに味方した。フェリペがスペイン国王として即位するまでの期間は、フェリペと彼のハウスホウルドも大きな戦争を経験したことがなく、言わば平和時の宮廷政治機構の中でルイ・ゴメスは勢力を伸ばしたことになる。フェリペがスペイン国王に即位し、戦時下の状況がより頻りに訪れると、自ずと戦争経験のある大貴族の力は要所要所で強まり、対照的に戦役での指揮経験もなく、それ故戦時下での国王への助言もできないルイ・ゴメスのカスティージャ政治機構での地位は、フェリペのスペイン帰国後は、しばらくの間は維持されたものの徐々に脅かされることとなる。このような状況を、ルイ・ゴメスもただ傍観していたわけではない。戦時下での助言能力の低さを自覚していたルイ・ゴメスは、当時敵対関係にあったフランスや教皇庁との平和外交に生きる道を見出そうとする。例えば、フランスとの戦役に関しては、フランスとの和議を結論付けるカトー・カンブレジ条約の受諾をイングランド代表に強く要請し、和平工作の裏方として活躍している。イングランドはこの条約の結果、大陸での最後の橋頭堡とも言われるカレーを手放し、直後のエリザベス1世期の議会でその失態が大きく取り上げられる。またルイ・ゴメスは、貴族階級に味方を作り出そうとするが、エフモント伯等ネーデルランド貴族の支援は得られたものの、肝心のスペイン貴族の間では、もともと親交もあり温厚で皆に受けのよかったフェリア伯との関係維持に成功したぐらいであった。⁵¹⁾ 1560年代に入ってから徐々に政治の中枢から退けられていくルイ・ゴメスと、フェリペ2世の統治形態の段階的変化を次に詳述したい。

3. フェリペ2世の統治形態と寵臣政治の性格

フェリペが1556年に国王となり国王最高諮問機関たる国務会議(Consejo de Estado)を設置するまでは、ルイ・ゴメスの権勢の範囲はフェリペの寵臣(Privado)としてハウスホウルドの宮内官的な域を出なかった。ルイ・ゴメスの政治的人間関係も、ブリュッセルのエラソやディ

⁵¹⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, pp. 97-100.

エゴ・デ・バルガス(Diego de Vargas)やイングランドではフェリア伯の支持を得ていたぐらいであって、国務会議の実働メンバーとして影響力を誇示していたアルバ公との権勢上の実力差はこの時期には以前にも増して拡大しているように思えた。⁵²⁾ イングランドで言えば、ルイ・ゴメスとアルバ公との力の差は、宮内官 *Groom of the Stool* と枢密院中心メンバーの違いに類似する。その意味では、フェリペの王位継承前のルイ・ゴメスとアルバ公の争いは、ルイ・ゴメスがまだ本格的に国政デビューしていない状況であったことから、ハウスホールド内でのライバル関係と見ることができる。ハウスホールド内部でも、1548年以降ルイ・ゴメスとアルバ公はそれぞれ侍従長と執事長に就任しているが、役職の格付け上は執事長の方が上位に位置していた。このような状況下でルイ・ゴメスの政治的台頭を許した背景には、正にカスティージャ政治こそスターキーが描写したようなハウスホールドを中心とした宮廷政治の特質を保持していたからに他ならない。フェリペが王位継承を果した後にルイ・ゴメスが一時急速に政治権限を拡大させた裏には、このようなハウスホールド政治の特質があった。そのように考えると、アルバ公のイタリア遠征は、彼の留守中にルイ・ゴメスが少なくともハウスホールド内での権限掌握に成功した事実からして、その後の政治展開にとって非常に重要な出来事であった。一方アルバ公は、ハウスホールド内でも自分の下位に位置するルイ・ゴメスには、あくまで自分の意図をフェリペに伝達してもらおう協力者であってもらいたいと願っており、イタリアからフェリペへの執り成しを求めてルイ・ゴメスに何度も書簡を送っている。

イングランド滞在中、ルイ・ゴメスを含めフェリペの家臣団は、イングランド政治には直接関与せず、フェリペの世話とブリュッセルとの交信に明け暮れた。フェリペはメアリー1世に妊娠の可能性がないことが明らかとなると、1555年9月にイングランドを離れブリュッセルに渡っているが、10月には当地での式典でネーデルランドの統治権をカール5世から与えられている。そして、翌年1月にカール5世はスペイン王位をフェリペに譲り退位し、スペインのユステに終の棲家を得ている。この期間の急速な展開を見ていると、ルイ・ゴメスとエラソが思い描いた筋書き通りにフェリペへの王位継承が進められた印象が残る。スペイン王位の継承を果たしたフェリペは、新しい政治組織の構築に着手する。カール5世の下では軽視されてきた国務会議を復活させる試みを始めるが、その後のフェリペ2世の統治形態を見ていると、ハウスホールド政治から脱却したわけではない。フェリペは父の統治方法から学び、一個人に権限を集中させることを巧妙に避けている。しかし、フェリペ治世の始まりにあっては、彼は国務会議の整備等いくつかの試みを行っている。国務会議メンバー(*consejero de estado*)の構成

⁵²⁾ エラソの他にルイ・ゴメスは、ネーデルランドのエフモント伯やモンティニーとも親交があった。後年1565年初めにネーデルランド司教区再編問題や、スペイン守備隊への駐屯費支払い拒否問題に関して、エフモント伯は協議のためマドリッドに派遣されるが、マドリッド滞在中のエフモントを自宅に泊め、彼の世話をしたのはルイ・ゴメスであった。Patrick Williams, *Philip II* (Basingstoke, 2001), pp. 116-7.

に当たってフェリペは、いくつかの力関係を考慮していた。まず、フェランテ・ゴンザーガやアンドレア・ドリアの選抜に関しては、彼らの政策立案能力を買っての起用と言うよりは、これまで父カール 5 世の時代からのスペイン王室への忠誠に報いることが優先された。続いて、アルバ公やアラス主教(グランヴェル)、サヴォイア公等は、カール 5 世の時代からのアドバイザーであり旧政権の継続部分を代表していた。これに対して、フェリペ自身のハウスホールドからルイ・ゴメスやフェリア伯、アントニオ・デ・トレドが選ばれ、国務会議に新しい風を吹き込んだ。そして最後に所謂実務家集団であるが、海軍軍人であったベルナルディノ・デ・メンドサや、ローマ大使であり外交の専門家であったフアン・マンリケ・デ・ララ(Juan Manrique de Lara)が選ばれている。フェリペはこのような重臣の中から、ルイ・ゴメス、ベルナルディノ・デ・メンドサ、アラス主教、フェリア伯、フアン・マンリケ、アントニオ・デ・トレドの 6 名を選び、核となる実質的国務会議を形成した模様である。⁵³⁾

1556 年から 57 年にかけては、フェリペはブリュッセルから統治を行っているが、この国務会議はスペインに帰国するまでの暫定的性格を色濃く残している。国務会議と言っても実際にはその中に中核メンバーができて、丁度イングランドの枢密院が形成された過程に類似する状況となる。国務会議が十分に機能する時代は稀であり、その中核集団は国王の側近であったり、国王に近い実務家集団であったりするが、この中核集団でもルイ・ゴメスが中心となって政策決定が行われる時期が、極めて短期間ではあったが訪れたのである。カール 5 世の宮廷でその実務能力を認められていたエラソも、ルイ・ゴメスからフェリペへの働きかけがあったと推測されるが、財務長官(Contaduría Mayor de Hacienda)等の要職を得ている。この時ルイ・ゴメスは依然大きなタイトルもなく、侍従長の俸給も僅かで、国務会議にいたっては全く俸給が支払われていなかった。そこでフェリペはルイ・ゴメスに、イタリアのサレルノ地方にあるエ

⁵³⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, p. 60; Guillermo Rocafort, *El Príncipe de Éboli* (Barcelona, 2007), pp. 90-1. ロカフォートの著書は小説のかたちをとっているが、ルイ・ゴメスに関する数少ない伝記の一つである。ベルナルディノ・デ・メンドサはこの要職への任命後しばらくして死去するが、ロンドン及びパリで大使兼スパイとして活躍した同名の軍人とは別人である。後者はロンドンにおいてはフランシス・スロックモートン事件に関与し、イングランドでのカトリック勢力の巻き返しとエリザベス 1 世の追放を企てる。パリでもメンドサはスパイ活動に従事し、駐パリ・イングランド大使であったエドワード・スタフォードの情報をもとに無敵艦隊派遣を視野に入れて、イングランド情報をフェリペ 2 世に伝達している。スロックモートン事件もスタフォードの裏切り事件もそうであったが、メンドサの関与するスパイ事件を暴いたのは、イングランドのスパイマスターであったフランシス・ウォルシinghamであった。Geoffrey Parker, *Empire, War and Faith in Early Modern Europe* (London, 2003), pp. 68-9; Miguel-Ángel Ochoa Brun, *Embajadas y embajadores en la Historia de España* (Madrid, 2002), pp. 194-205; Carlos Carnicer Javier Marcos, *Espías de Felipe II* (Madrid, 2005)及び Miguel Cabañas Agrela, 'Un Espía Español en la Corte de Isabel I', *Historia*, año xxvi, no 321, 8-27 にもメンドサの詳細がある。メンドサのフェリペ 2 世宛書簡は、シマンカス国立文書館の AGS Estado 833-9 にいくつか保管されており、Colección de Documentos Inéditos para la historia de España (CODOIN) に印刷されている。イタリアで大使として活躍したもう一人のメンドサ(Diego Hurtado de Mendoza)もそうであったが、大使がスパイマスターを兼ねることは中世後期以来よく見られたことである。Michael J. Levin, *Agents of Empire: Spanish Ambassadors in Sixteenth-Century Italy* (Ithaca, 2005), pp. 154-82.

ボリの町を与えている。⁵⁴⁾これがエボリ公の由来となっているが、これによってエボリはイタリアにおいては公国の扱いを受けるのであるが、カスティージャにおいては大貴族 *grande* に当たる公爵の地位よりは低く、せいぜい侯爵相当と考えられていたようである。⁵⁵⁾更にルイ・ゴメスには、アルカンタラ騎士団に属するエレラ (*Herrera*) の地を恩賞地エンコミエンダとして与えられるが、これらによってルイ・ゴメスも経済的に一息つくことができたと言えよう。国王への物理的、精神的近さゆえに大きな力を握る可能性のある寵臣も、大貴族のように土地所有と結びつかなければ経済・財政的には実力者とは成りえない状況にあった。

そしてフェリペ 2 世はルイ・ゴメスをカスティージャとインディアスの会計長官 (*contador mayor*) に任命し、これによりルイ・ゴメスはカスティージャ財務行政の最高位に就いたのである。⁵⁶⁾財務を握ったルイ・ゴメスが、政策立案過程にも実権を振るうのは当然のことと考えられた。しかしながら、ルイ・ゴメス自身財政の専門家ではなく、このような人事がフェリペ 2 世期を通じて持ち上がる財政問題の根本的解決にはならなかったことは言うまでもない。しかし、一時的にカスティージャから戦費調達のための資金を得る短期的目的については、後述する 1557 年のルイ・ゴメスのカスティージャ派遣は成功したと言えよう。この時期のエボリスタの興隆には目を見張るものがあり、彼らの戦略の主眼はカスティージャ財政の掌握にあったとする意見もある。ルイ・ゴメスは、自身のイベリア半島派遣が決まる前年に当たる 1556 年初めに、パディージャ (*Gutierre López de Padilla*) をバジャドリードの摂政政府に送っているが、パディージャはフアン・バスケスに代わって当地の財政諮問会議を指揮するようになる。摂政フアナはフアン・バスケスに、帝国外交や日々の政策運営に関して完全に頼っていたこともあり、このようなフェリペのハウスホールドによる摂政政府への介入は、決して歓迎されるものではなかった。このような事例が示すように、この時期のブリュッセルとバジャドリードの関係はあまり良好ではなかったと言えよう。⁵⁷⁾

このようにフェリペ 2 世は、彼の治世の始めにおいてはルイ・ゴメスのような寵臣を重用し、政権の中核に彼らを据える様子が見えがえた。しかしフェリペ 2 世は、その後彼の寵臣達に完全な権限を与えることをせず、どちらかと言えば政権から遠ざけていた「守旧派」のアルバ公やアラス司教を巧みに政権運営に関わらせて、勢力のバランスを維持するとともに、ルイ・ゴメスをも含めて一部の家臣に権力が集中することを避けようとしている。このように、宮廷内で国王と近い距離を維持することで宮廷での確固とした地位を築いた寵臣が、同時に国家政治

⁵⁴⁾ 今日このイタリアの町は、ルイ・ゴメスの妻アナ・デ・メンドサと関係の深いスペインのグアダラハラ近郊の町バストラナと姉妹都市関係にある。

⁵⁵⁾ *Boyden, The Courtier and the King*, p. 81.

⁵⁶⁾ *Ibid.*, pp. 57-61.

⁵⁷⁾ *Fernández Conti, Los Consejos de Estado y Guerra*, p. 64.

機構でも重要な役割を演じる事例は、スペインにおいては 15 世紀に見られたが、カトリック両王やカール 5 世の時代にはほぼ消滅している。寵臣達はハウスホールドの職務にその役割を限定され、政治的役割は国王に仕える秘書官達に任されるようになった。この点から見ると、カトリック両王やカール 5 世の時代は、エルトンの描写するトマス・クロムウェルの行政改革ほどの急進性はないが、スペインにおいて国家政府機能の官僚化が一番進んだ時代であったのかも知れない。⁵⁸⁾ 王位継承後の初期段階において、フェリペ 2 世が一時的であってもルイ・ゴメス等の寵臣を重用して政策立案にも大きく関わらせたことは、カール 5 世期に若干進みそうであった政治機構の準官僚化の流れに逆行することであったとも考えられる。寵臣 (*privado* 或いは *favorite* とか *valido* と呼ばれる) に国王権限を委譲するこのような政治形態は *privanza* と称される。17 世紀に入ると、スペインにおいてはフェリペ 3 世治世期のレルマ公の統治形態がそれに相当しよう。同じ頃フランスにおいても、ハプスブルク家に対抗したリシュリューやマザランが寵臣政治の実行者として知られるが、その後フランスではルイ 14 世の親政政治に戻っている。フェリペ 2 世の政治は、彼の 40 年に及ぶ治世を通じて国王親政に近い形態を維持していたと言えよう。唯一彼の統治を支配するものがあつたとすれば、それは父カール 5 世の教えであった。フェリペ 2 世にとって統治の指針は、父の教示に負うところが大きかった。特に王位継承後の彼の治世当初においては、フェリペ自身ブリュッセルに留まったこともあり、父の直接的影響下にあつたと考えられる。⁵⁹⁾

フェリペは徐々に父の政治的影響力から独立した立場をとっていくのであるが、本当の実権を持って政治を動かすようになるのは彼のスペイン帰国後である。帰国前にフェリペが対応しなければならなかった懸案は、教皇庁の支援を受けたアンリ 2 世のフランスとの戦争であった。フェリペは 1557 年 2 月にルイ・ゴメスをイングランドに送っているが、その任務の内容は、イングランドがフランスと断交することと同時に、イングランドの対フランス戦争での支援を要請することであった。その 1 ヶ月後にはフェリペ自身がイングランドに渡って、約 3 ヶ月に及ぶ彼としては最後のイングランド滞在を果たしている。メアリー 1 世からイングランドの援軍は確保できたものの、戦費の調達にはカスティージャに頼る以外に道はなかった。カール 5 世の時代からそうであったが、スペインの領有地の中で帝国の戦争のために資金を提供したのはカスティージャのみであり、それ故カスティージャ財政はその負担の中で超赤字財政に苦し

⁵⁸⁾ 1531 年カール 5 世は、ネーデルランド統治のために諮問機関として国家評議会 (*Conseil d'État*)、枢密院 (*Conseil Privé*)、財務評議会 (*Conseil de Finance*) をブリュッセルに設立し中央集権的統治体制を構築しようとした。16 世紀のイングランドの例とは異なり、これら 3 つの機関の中では国家評議会が最高位にあつたが、フェリペ 2 世の時代には国家評議会の権限さえも、フェリペや彼によって任命されたネーデルランド総督或いはスペイン人補佐官達の存在によって、様々な制約を受けることとなる。Hugo de Schepper & Geoffrey Parker, 'The Formation of Government Policy in the Catholic Netherlands under the Archdukes, 1596-1621', *The English Historical Review*, vol. 91 (April, 1976), pp. 241-8.

⁵⁹⁾ Geoffrey Parker, *Philip II* (Boston, 1978), pp. 17-23.

んでいた。⁶⁰⁾そして、資金調達のためにイベリア半島に派遣されたのは、イングランドでの仕事を終えたルイ・ゴメスであった。⁶¹⁾ルイ・ゴメスが選ばれた理由として考えられるのは、彼が国王の側近として深く信頼されていたことに加え、彼がカスティージャとインディアスの会計長官の要職に就いていたことである。というよりも、会計長官への任命がアンリ 2 世による宣戦布告の日であったことを考えると、この任務のためにルイ・ゴメスにこの要職が与えられたと解釈した方が良いかも知れない。フェリペから離れてイベリア半島に赴いても、「無冠」のルイ・ゴメスではカスティージャの要人の説得は困難を極めると予想されたのであろう。カスティージャの国庫負債が膨れ上がる中で、ハブスブルク家と犬猿の仲にあったパウルス 4 世が、クルサーダ(cruzada)と特別徴収税(subsidio)をスペイン王室がスペイン教会から徴収する許可を撤廃したことは、カスティージャ財政を更なる窮地に追い込むこととなった。クルサーダは、ムーア人との戦いを進める上で必要な戦費を調達する助けとして、教皇が一般信徒からの徴収を認めた特別援助金であり、カール 5 世の時代にはスペイン王室の一般財源の 1 つに組み込まれていた。一方、特別徴収税は聖職者の収入から徴収されていた。ルイ・ゴメスの仕事を支援するようにフェリペ 2 世も債権者に対してリスケジュール(債務返済の繰り延べ)を命じ、更にはセビージャにあるインディオ通商院(Casa de Contratación de Indias)に対して、新大陸から個人向けに入る財宝の没収を指示した。このようにして集められた資金は、至急ネーデルランドとイタリア戦線に送られたことは言うまでもない。

ルイ・ゴメス等の国家の財政担当者に対する不満は頂点に達していたが、特にクルサーダと特別徴収税の徴収を教皇が廃止したことで勢いづくトレド大司教等の高位聖職者の非協力的態度は特記に値する。そこで国王側が思いついたのが、donativo と呼ばれる任意の寄付であった。任意とは言いつつも、実際には殆ど強制的性格を持つ寄付金で、ルイ・ゴメスはこの強制徴収寄付金の政策を進めるに際して、カール 5 世の支持を求めために隠遁先のユステまで出かけている。この寄付金に対しても高位聖職者は反抗の意思を隠さず、特にセビージャ大司教で異端審問所長官でもあったフェルナンド・デ・バルデスの抵抗は激しかった。⁶²⁾カスティージャ

⁶⁰⁾ 結局スペインは、1557 年を皮切りに 60 年、75 年、96 年と、フェリペ 2 世の時代に 4 回にわたって国家財政破綻宣言を行っている。特に 75 年の財政破綻は深刻で、フェリペの債務不履行宣言からしばらくの間は国際銀行団の融資停止が続いた。Albert Lovett, 'The General Settlement of 1577: An Aspect of Spanish Finance in the Early Modern Period', *The Historical Journal*, 25, 1 (1982).

⁶¹⁾ Henry Kamen, *El Enigma del Escorial* (Madrid, 2009), p. 50. フェリペ 2 世が 57 年 2 月 10 日付でジェノヴァのアンドレア・ドリア宛てた書簡からは、この時のルイ・ゴメスのスペインにおける任務が単に戦費の懇請だけでなく、その内容はジェノヴァ所属のガレー船の提供等具体的なロジスティックの内容にまで踏み込んだものであったことが理解できる。'hè scripto... a Ruy Gomez de Sylva/ a quien embio a España para proveer las cosas necesarias para lo de Italia y destos Estados como mas largamente os lo scrivire/ hè mandado q. tenga especial cuydado de lo que toca el cumplimiento de la dicha vra. consignación y paga de vras. galeras/ Rafael Vargas-Hidalgo, *Guerra y diplomacia en el Mediterráneo: Correspondencia inédita de Felipe II con Andrea Doria y Juan Andrea Doria* (Madrid, 2002), p. 114.

⁶²⁾ José Luis Betrán, 'La llegada de los Austrias al trono', *Historia de España Siglos XVI y XVII: La*

社会での一連の戦費調達交渉の中で明らかになったことは、ルイ・ゴメスの権勢は主君フェリペ2世の側用人としての力であり、今回のイベリア半島派遣のように、一旦距離的に主君と離れてしまうとその力は半減するという点である。更に注目すべきは、ルイ・ゴメスがスペインの大貴族の間に支持母体を持たなただけでなく、特に高位聖職者の間でも国王側近としての実力がまだ認知されていなかった点である。大貴族と高位聖職者というスペイン社会の勢力図で中心となる層に力を伸ばすためには、今後国王側近としての立場を最大限に利用して、聖職任命権を含めた各種任命案件に影響力を及ぼしていく必要があった。

しかし、このようなイベリア半島からの時を得た兵員と資金の支援を基礎に、スペインはアルバ公の活躍でイタリア戦線において、更にサヴォイア公とエフモントの指揮の下でサン・クエンティンにおいて、それぞれフランスに対して勝利を収めることができた。⁶³⁾ その結果、カトー・カンブレジの和解が成立し、フランスはスペインのミラノ、ナポリ、シチリアの領有を正式に認めた他に、サヴォイア公はサヴォイア公領をフランスから回復している。このように見ると、ルイ・ゴメスのイベリア派遣は大きな成功を収めた結論付けられよう。上記の様々な制約にもかかわらず、フェリペ2世の権威を背景としたルイ・ゴメスの影響力は、この時期絶頂期を迎えていたと言えよう。しかし、1557年以後のカスティージャ政治を吟味すると、ルイ・ゴメスの権勢は、国王フェリペ2世の側用人的立場に変化はなかったものの、スペイン政治への実質的関与の度合いは徐々に抑えられていくこととなる。⁶⁴⁾ その理由の1つとしては、先述したように父カール5世から譲り受けたフェリペ自身の帝国統治哲学に起因している。国王以外に権力の一極集中を極端に嫌う彼の統治方法は、この時期殆ど国王親政であったと言っても良く、フェリペ2世はその時々に必要な人材を、権力のバランスも考えて適宜に使いまわ

España de los Austrias, ed., Ricardo García Cárcel Boyden (Madrid, 2003), p. 107; Boyden, *The Courtier and the King*, p. 74. 異端審問所長官としてのバルデスについては、拙稿「スペイン異端審問制度の史的展開と司法権の時代的・地域的特質」を参照されたい。

⁶³⁾ F. de Ocampo は、1556年夏にルイ・ゴメスがフランドルに向かって出発した時に、多額の資金をカスティージャ王国から持っていったとの証言を紹介している。‘llevó tantos dineros de oficios vendidos y otras cosas, que quedó el reino de Castilla despojado...’ ルイ・ゴメスがカスティージャに使われたのは1557年であったから時期には誤認があるが、この証言はルイ・ゴメスのカスティージャ派遣の性格を如実に表している。Modesto Ulloa, *La Hacienda Real de Castilla en el Reinado de Felipe II* (Madrid, 1986), p. 159. イタリア戦線でのアルバ公は、全権を委譲されていたのであるが戦費は大きく不足していた。Ramón Carande, *Carlos V y sus Banqueros* (Barcelona, 2004), pp. 544-52. アルバ公のイタリア戦役での勝利のためには、ルイ・ゴメスが手配した資金が不可欠であった。

⁶⁴⁾ 2008年3月に死去したメディナ・シドニアの末裔、ルイサ・イサベルの著書の指摘でも、ルイ・ゴメスの影響力は宮廷内が中心で、その影響力も国家問題よりは国王の個人的案件に関するものであった。‘ejerció su influencia sobre la persona del Rey en cuestiones personales, más que en asuntos de estado. Secretario del Consejo sin oficio definido, su voz era escuchada en la cámara real, siendo raro que se hiciese oír en la persona...’ Luisa Isabel Álvarez de Toledo, *Felipe II en su contexto* (Sanlúcar de Barrameda), p. 70. ルイサ・イサベルは、60年代に反フランコ闘争を指導したことから「赤の女公爵」(La Duquesa Roja)と呼ばれ、死の直前に長年彼女の秘書を務めたりリアナ・ダールマンと同性婚をして、スペインのメディアを賑わせた。ルイサ・イサベルはダールマンに、貴重なメディナ・シドニア家のアーカイブの管理を委ねている。

している。1560年頃には、ルイ・ゴメスの権勢を測る上でヒントとなる2つの出来事に着目できよう。その1つは、59年にカトー・カンブレジの和解の象徴として実現した、フランス王安リ2世の長女エリザベート・ド・ヴァロワとのフェリペにとっては3度目の結婚である。ルイ・ゴメスは、フェリペとメアリー1世の結婚時も、直前に関与していたポルトガル王女マリアとの結婚話を反故にされ、イングランド女王との結婚交渉には直接貢献することが出来なかったが、今回もフランス王女との婚姻の儀礼期間中、フェリペの最も信頼厚い寵臣であったにもかかわらず、特別な役割を果たすことはなかった。パリにおける儀式やグアダラハラのインファンタド宮殿における正式の婚姻の儀においても、中心的役割はアルバ公等の大貴族グランデに任せられ、ルイ・ゴメスの出る幕は殆どなかったと言えよう。⁶⁵⁾ 対外的にも身分の釣り合いというものが重視された瞬間であった。

しかし、1560年にルイ・ゴメスは、カスティージャ国家財政に寄与する大きな働きを行っている。それは、先述のルイ・ゴメスによるイベリア半島での戦費調達交渉の成功にも匹敵する大きな仕事であった。ルイ・ゴメスが関わった戦費調達交渉時の大きな関心事は、クルサーダや特別徴収税等の教会関連収入に関するもので、これらの教会関連の税の徴収が教皇によって廃止されたことが大きな問題となっていた。今回ルイ・ゴメスに課された任務は、「徴税簿に基づく課税金」(encabezamiento general)と呼ばれる王室収入では最大の財源に関する事項であった。この課税金は、カスティージャにおいて売上税(alcabala)を徴収する権限を与えられたカスティージャの諸都市が、共同で王室に対して支払う上納金で、換言すれば売上税の一括上納制度であった。一般及び特別援助課税金(servicio ordinario 及び servicio extraordinario)同様に、徴収にはカスティージャ議会の承認を必要とした。ルイ・ゴメスは1560年に王室財政改善のプロジェクトを、カスティージャの富と人口を精査して指揮することとなる。売上税アルカバラは、新しい調査結果によって査定され、王国の各行政区に税負担が割り当てられた。特に大きな不満もなく徴税が行われ、王室財政に大きく寄与したことは、ルイ・ゴメスの指揮した査定が極めて現実的であったことの証拠である。⁶⁶⁾ その後持ち上がる同じような税負担の問題では、フェリペ2世とカスティージャ議会コルテスが衝突することが多くなることを考えると、ルイ・ゴメスの王室財政・会計への貢献の大きさを示唆している。1570年代中期にスペインは債務不履行に陥り、フェリペ2世期2度目の国家破産宣言をするのであるが、この時期

⁶⁵⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, p. 108. 但し、グアダラハラの地方史研究家の記述では、アルバ公ではなく当然のことながらインファンタド公がこの祝宴の中心を占めている。Antonio Herrera Casado, *El Palacio del Infantado en Guadalajara* (Guadalajara, 2001), p. 30. カトー・カンブレジの和平におけるルイ・ゴメスの役割については、歴史家の間にも様々な意見がある。一部の研究者は、カトー・カンブレジの和平において全権を委任されて参加したルイ・ゴメスは、フランス王安リ2世の長女エリザベート・ド・ヴァロワとフェリペとの結婚を準備したと解釈している。Juan de Verzosa, *Anales del reinado de Felipe II* (Madrid, 2002), edición a cargo de José María Maestre Maestre, p. 85 note.

⁶⁶⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, p. 109.

にはルイ・ゴメスは既にこの世を去っている。⁶⁷⁾ 決して財政の専門家とは言えなかったルイ・ゴメスの下で、結局のところスペイン財政の危機的状況を変えることはできなかったが、その救済に向けて限定的ながら適切な措置がとられたことはもう少し評価されてもよい。

一部でこのような活躍はあったものの、1560年代半ば以降のフェリペ2世には、ルイ・ゴメスとの間に一定の距離を置きたいとの意図が明白であった。例えば65年にフェリペは、元々法律家であったエスピノサ(Diego de Espinosa)枢機卿を、国王諮問会議のトップの座に据えている。翌年には彼をバルデスの後任として異端審問所長官にも任命して、聖俗の要職を彼に任せているのである。明らかにルイ・ゴメスを中心としたハウスホールドの政治からの脱却である。エスピノサの下で、危機的状況にあったカステージャの政治、教会、財政を、統一的に運営し解決しようとの意図がエスピノサの任命の背景にあったかどうかについては、これまでのところははっきりした証拠がない。但しもう1つ言えることは、エスピノサの任命には、スペイン国内政治において、アルバ公に対するもう1つの対立軸を作り出したいとするフェリペ2世の意向が隠されていたという点である。即ちこの頃は、フェリペ2世による国内権力均衡政治体制の頂点とも言える時期である。フェリペ自身この頃には、私的生活面でも公的な統治方法に関して自信を深め、寵臣に頼る度合いが少なくなっていた。一方アルバ公については、この時期国内政治の権力機構からは遠ざけられることとなるが、ネーデルランドやフランスとの国際関係が戦争にも発展しそうな緊迫感を伴っていたことから、この分野では彼は重用されることとなる。フェリペ2世が、戦争や外交に長けた家臣を必要としていたことがその背景にあり、この分野においてアルバ公の右に出るものはいなかったと言えよう。ルイ・ゴメスは、政権の中枢からは徐々に遠ざけられるが、フェリペの信頼を全く失ったわけではない。本来の寵臣の役割に戻ったとも考えられ、彼にはフェリペの子ドン・カルロスへの対応という難しい任務が与えられた。ドン・カルロスへの対応には個人的な関与が必要であり、更には彼の病状に関して機密保持が求められる任務であった。後にドン・カルロスは父フェリペによって殺害されることになるが、将来の後継者と期待されていた彼は、既にこの頃狂乱の兆候を見せていた。このようなプライベートで繊細な対応を要する案件をルイ・ゴメスは背負ったのであるが、フェリペにとってもこのようなことを頼める相手は、幼少期から一緒に宮廷生活を送り共に歩んできたルイ・ゴメスの他には考えられなかった。⁶⁸⁾ 政治的権力は実質的に失ったが、フェリペの信頼が厚かったことは、その後もルイ・ゴメスに付与された称号やスペイン社会での彼の地位の確立を見れば、およその想像がつかはずである。彼はエボリ公からスペイン貴族の中でも最も高い地位であるパストラナ公にタイトルを替えているが、その他にも自分の子供達をス

⁶⁷⁾ 一般及び特別援助課税金については、拙稿「スペイン王フェリペ2世の対外政策」、29-31頁を参照。

⁶⁸⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, pp. 129-33.

ペインの有力貴族の家系と縁組させることに成功している。その最も有名な事例は、ルイ・ゴメスの長女と第7代メディナ・シドニア公との縁組であった。メディナ・シドニアは1588年のイングランドに対する無敵艦隊派遣で、急逝したサンタ・クルス侯アルバロ・デ・バサン提督(Álvaro de bazán y Guzmán, marqués de Santa Cruz)を継いで司令官に任命されるが、海戦の経験のないシドニア公は敗北して責任を負うこととなる。

残念ながらエスピノサは72年に死去するが、彼の下で育った実務家グループに属したオバンドやマテオ・バスケスを、エスピノサの死後もフェリペは重用する。⁶⁹⁾ ルイ・ゴメスも翌年73年にこの世を去るが、ある意味では、エスピノサの政界への登壇によって、ルイ・ゴメスの更なる権力掌握が妨げられたとも解釈できる。ルイ・ゴメスの死後も、フェリペ2世は統治システムの変革を行っているが、その基本は国王以外への権力の集中を極力回避する点にあった。ルイ・ゴメス生存中は、エボリ派とアルバ派の力のバランスを考慮する所謂派閥均衡型政治がフェリペの念頭にあったと思われる。しかし、ルイ・ゴメスの死後、そして特にルイ・ゴメスを継いでエボリ派の領袖となったアントニオ・ペレスがフェリペと対立する騒動が起きると、フェリペはこれまでの有力者間のバランスを取るやや消極的統治方法を転換し、国王諮問会議を基礎としつつも、宮廷政治の周りに非公式委員会を設置して、政策決定過程の実務的改革に取り掛かろうとする。しかし、権力分散を目指した専門家グループや非公式委員会の創設も、スペインが抱える根本問題の解決とはならず、一時的な対処療法の域を出ていない。⁷⁰⁾ そのような対処療法的性格は、その後設置された同じく非公式のフンタ・グランデや所謂「夜の委員会」の場合も同様である。フェリペ2世は、自分以外への権力の集中を極端に嫌ったのみならず、全ての情報を自身の下に集めさせ、それらを細かく吟味する傾向があった。そのため政策判断及び決定が遅くなり、それが各種懸案事項に対して速やかに国家としての対応をとることを遅らせる原因ともなった。本来フェリペ2世は小さな事柄であっても、しかも自分と長年苦楽をともにしてきた寵臣にさえ権限の委譲ができない人物であり、ルイ・ゴメスにとっての悲劇も正に君主のこのような性格に起因する部分が多い。その意味では、ルイ・ゴメスの死後に、実務家集団や非公式委員会に少しでも政策決定権限が委譲されたことは、スペイン国家体制の整備の面では進歩であった。しかし、それと同時に勢力拡大を続けるスペイン国家に降りかかる懸案事項の数は益々膨れ上がり、即ちそれはフェリペ自身が抱える仕事の量の増大を意味していた。そのため、フェリペ2世期の政治の恒常的問題であった政策決定の遅延傾向が、少々の行政改革によって改善されることはなかった。

ルイ・ゴメスにとってフェリペのネーデルランドからスペインへの帰国は、その際行われた

⁶⁹⁾ Williams, *Philip II*, pp. 67-70.

⁷⁰⁾ Ibid.

人事の刷新によって、アルバ公やグランヴェル等影響力を持つ人物達が宮廷政治の中心から遠ざけられた点では、これまでルイ・ゴメスーエラソ枢軸が推し進めてきた工作の成功を意味していた。そしてスペインへの帰国後しばらくは、ルイ・ゴメスやエラソの描いてきた権力掌握を、彼らは宮廷政治機構の中で実現させたと考えられる。しかし、イベリア半島に戻ることは、多くのスペイン大貴族に囲まれ、ネーデルランドでは経験しなかった敵対的環境に身を置くことを意味していた。先述したように、フェリペ2世はこのような状況下で、勢力均衡の人事政策を遂行したのであるが、ルイ・ゴメスもそのような新しい状況を肌で感じ取ったに違いない。一時の表舞台での活躍から、ルイ・ゴメス自身も一時的に政治舞台の後ろに退き始め、フェリペに対するプライベートな影響力行使という、本来彼が1556年まで担ってきた役割へと方向転換していく様が鮮明になってくるのである。これは即ち、ルイ・ゴメス自身が、国家や行政に対する関心を徐々にではあるが低下させていった事実と呼応する。ルイ・ゴメスに対するフェリペの寵愛はその後も途絶えることはなく、それはフェリペが彼に下賜した恩恵地(mercedes)がよく物語っている。宮廷人としては、これ以後ルイ・ゴメスは本来あるべき侍従長としての姿を体現していく。しかし、先にも触れた60年代半ばのフェリペ2世によるエスピノサ重用の頃から、ルイ・ゴメスのカスティージャ政治世界での運命は更に厳しい方向に変わり始めたと言ってよいであろう。フェリペ2世は、アルバ公やフェリペの異母弟にあたるドン・ファン・デ・アウストリアのような、強力な個性を持った軍人を苦手としていたのかも知れない。それ故、ドン・カルロスやドン・ファン等の「身内」が権勢を主張する時には、フェリペ2世は敏感に反応した。⁷¹⁾ その一方でフェリペは、比較的地位が低くフェリペの寵愛を必要とする人物たちを自分の身の回りに置き、時に彼らを政治に関与させてきた。ルイ・ゴメスやクリストバル・デ・モウラはポルトガル出自の小貴族であり、マテオ・バスケスやエスピノサは低い家柄の聖職者であった。⁷²⁾ その中でルイ・ゴメスに代わってフェリペの寵愛を得たエスピノサは、65年以降のルイ・ゴメスの生涯に大きな影響を及ぼしている。更にルイ・ゴメスの不運に追い討ちをかけるように、長年の「同志」エラソも、カスティージャ諮問会議長官ドン・ファン・デ・フィゲロアによって横領や権力乱用の嫌疑をかけられ事実上失脚する。⁷³⁾ 結局エラソの権勢の頂点は1556年からの約10年で、65年以降は国王の信頼も徐々に失うこととなる。エラソのキャリアがルイ・ゴメスの盛衰によく似た流れをたどっていることを見れば、やはりネー

⁷¹⁾ M.J. Rodríguez Salgado, 'The Court of Philip II of Spain', *Princes, Patronage, and the Nobility: The Court at the Beginning of the Modern Age c.1450-1650*, eds., Ronald G. Asch and Adolf M. Birke (Oxford, 1991), p. 221. 例外は、フェリペ2世の甥で後にネーデルランド総督となるアルブレヒト大公であり、2人の関係は良好であった。アルブレヒトは、フェリペとエリザベットの娘で、現代スペインでも人気の高いイサベル・クララ・エウヘニアと結婚している。Ruth Betegón Díez, *Isabel Clara Eugenia: Infanta de España y soberana de Flandes* (Barcelona, 2004) を参照。

⁷²⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, pp. 123-5.

⁷³⁾ José Luis Betrán, 'Un imperio sin emperador', *Historia de España Siglos XVI y XVII*, p. 156.

デルランド政策を巡る論争の顛末が彼らの失脚に影響しているようにも見える。⁷⁴⁾ 64年の異端審問所長官職に加えて、フィゲロア死去後にカスティージャ諮問会議長官職をも得たのがエスピノサであった。その意味では、フィゲロアの死去によるエスピノサのカスティージャ諮問会議長官就任が、既に壊れかかっていたルイ・ゴメス・エラソ枢軸の勢力崩壊を完成させたとも解釈できる。エスピノサはルイ・ゴメスに代わってフェリペ2世の信頼を勝ち取り、諮問会議ではエラソに代わって政治行政的手腕を発揮した。

更に1566年10月の國務會議(Consejo de Estado)においては、ネーデルランドに対する対応策で、アルバ公とルイ・ゴメスの意見が真正面から対立する。⁷⁵⁾ ルイ・ゴメスはネーデルランドの反乱の脅威は小さく、反乱者を罰するというよりは彼らと和解するために、フェリア伯を当地に送るべきであると主張している。当然アルバ公はこのような軟弱路線に真っ向から反対し、反乱鎮圧のため自ら軍を率いて当地に赴くことを提案する。結果はアルバ公の意見が採用され、アルバ公はネーデルランドに到着すると反乱勢力に対して徹底的な弾圧政策を遂行する。⁷⁶⁾ 一つの見方では、エボリスタを代表するルイ・ゴメスとエラソの柔軟な対ネーデルランド政策が、この問題で悩むフェリペ2世の信頼を勝ち取れなかった最大の要因であったとも考えられる。duros と blandos の対決は、結局前者の勝利が確定する。⁷⁷⁾ スタフォード・プールによれば、ルイ・ゴメスとエラソの凋落のもう一つの原因として、両者が関与したカスティージャ財政の改善の試みが期待はずれであったことが挙げられる。⁷⁸⁾ しかし、先述したように、ネーデルランド問題に解決の目処が立たず、カスティージャからの資金が湯水のように使われる現状を是正しない限り、カスティージャの財政問題は誰が行っても解決できないというのが現実であった。2人が政策立案においてフェリペ2世の信頼を勝ち得なかったのは、詰まるところネーデルランド問題で国王に対し満足のいく提案を提示できなかったことに起因する。更に悪いことに、先述したように64年以降ルイ・ゴメスはドン・カルロスの執事長として困難な任務に従事することとなる。本来ならば将来スペイン国王となるドン・カルロスの執事長であるが故に、ルイ・ゴメスより格上のスペイン大貴族の嫉妬と反発を買うこととなるが、半狂

⁷⁴⁾ Carlos Javier de Carlos Morales, 'El Poder de los Secretarios Reales: Francisco de Eraso', *La Corte de Felipe II*, ed., José Martínez Millán (Madrid, 1999 reimpresión), pp. 129-45.

⁷⁵⁾ この國務會議とカスティージャ諮問會議(Consejo de Castilla)を同じ組織体であると見なす研究者もいれば、後者を最高助言機関である國務會議とは区別し、専門諮問機関(異端審問や財政諮問機関の他に、カスティージャ、アラゴン、ナバラ、イタリア、ポルトガルといった各地区の統治を目的として設置された諮問機関がある)の範疇に属するものと理解する研究者も存在する。

⁷⁶⁾ Geoffrey Parker, *The Dutch Revolt* (London, 2002 reprint), pp. 88-90; Escudero, *Felipe II: El Rey en el Despacho*, pp. 162-8.

⁷⁷⁾ 1570年代にもスペインは、ネーデルランド政策を巡る戦争か平和かの選択を迫られる。この時はエボリ派とアルバ派の対立は殆ど影を潜めるが、紆余曲折の結果、これまでの弾圧策は維持継続される。Henry Kamen, *Spain 1469-1714* (Harlow, 1991 2nd ed.), pp. 136-7; Escudero, *Felipe II, El Rey en el Despacho*, pp. 164-5.

⁷⁸⁾ Poole, *Juan de Ovando*, p. 10.

乱のドン・カルロスの相手は容易ではなく、しかも両者の関係は決してうまくいっていなかった。その間にもエスピノサは国王との関係を深め、カスティージャ諮問会議もエスピノサの自宅で開かれるようになる。しかし、このような逆境下でもルイ・ゴメスは資産を増大させていった。更に、ルイ・ゴメスとアナは 66 年に長女 (Doña Ana de Silva y Mendoza) を、アロンソ・ペレス・デ・グスマンに嫁がせている。先述したように、彼こそ後に無敵艦隊を率いて不幸にも敗北する第 7 代メディナ・シドニア公である。スペイン海軍の父 (admirante español) とも呼ばれたアルバロ・デ・バサン提督がリスボンで急死し、スペイン無敵艦隊の司令官として白羽の矢を立てられたメディナ・シドニアは、当初フェリペ 2 世のこの任命を辞退する。当初から対イングランド戦役を念頭に発言していたバサン提督と違い、たとえこの戦争がカリブ海からの銀の安全輸送路確保とイベリア半島沿岸部の安全保障にとって不可欠であったとは言え、メディナ・シドニアにとってはあまり気の進まない任務であった。⁷⁹⁾ バサン提督と違いメディナ・シドニアは、海戦の経験も戦争指揮の経歴も不十分で、フェリペによるこの任命には多少疑問の残る点もある。寵臣ルイ・ゴメスの娘婿としてのメディナ・シドニアに期待したことはないと考えられるが、当時スペインを代表する大貴族でありアンダルシア南西部に確固たる地位を誇っていたメディナ・シドニア家は、大艦隊指揮の頭に据えるには最適任の人選であった。結婚の 20 年後にこのような大きな任務を担うこととなるメディナ・シドニア公に、ルイ・ゴメスは長女を嫁がせたのである。⁸⁰⁾ 実はこの結婚は、メディナ・シドニアの親族から持ちかけられたと思われる。この頃スペイン王室は、シドニア家の所領であるサンルカールの税関や塩田、更にはマグロ漁業権までも合法的に獲得しようとしていた。このような王室の動きを牽制するために、シドニア家は当時フェリペに近かったルイ・ゴメスに接近し、まだ幼少の両家の子息・子女の縁組を進めたのである。ルイ・ゴメス側にも、この縁組によるアンダルシアの大貴族との同盟関係の樹立は、大きなメリットがあると考えられた。⁸¹⁾

⁷⁹⁾ 当時の国務会議の議事録 (シマンカス国立文書館 Estado 2855) から、艦隊派遣目的は、銀の安全輸送路確保とイベリア半島沿岸部の安全保障、更にはネーデルランドでの戦役の原因を根絶することであったとするのが定説である。バサン提督のイングランド侵攻計画 (La Empresa de Inglaterra) については、Martín Hernández-Palacios, *Alvarode de Bazán: El Mejor Marino de Felipe II* (Madrid, 2007), pp. 178-94 を参照。

⁸⁰⁾ メディナ・シドニア公は、サンルカール・デ・バラメダを中心にアンダルシア南西部全域を所領として、サハラ・デ・ロス・アトゥネス (Zahara de los Atunes) 近海のマグロの独占漁業権等、各種権益をも保持していた。サンルカールはグアダルキビル川の河口に位置し、わが国では慶長遣欧使節の支倉常長が 1614 年にヨーロッパで上陸した地点としても知られる。ここからグアダルキビル川を上流に上ったコリア・デル・リオには、彼の銅像が河畔の公園に建てられている。またサハラは近年日本へのマグロの輸出基地として有名である。

⁸¹⁾ Peter Pierson, *Commander of the Armada: The Seventh Duke of Medina Sidonia* (New Haven and London, 1989), pp. 13-5.

4. 結び

国政における影響力は大方失っていたが、ルイ・ゴメスに対するフェリペの寵愛は彼の死の直前まで続いた。72年にフェリペは、ルイ・ゴメスの領地パストラナを世襲の公爵領に引き上げているが、これによりルイ・ゴメスは、カステージャの公爵として大貴族グランデの仲間入りを果たしたのである。65年以降フェリペは、ルイ・ゴメスとの間に政治的には一定の距離を置くようになっていたが、幼少期からの一番の寵臣に対する親愛の情は持ち続けていたことになる。エスピノサも72年にはこの世を去り、アントニオ・ペレスとマテオ・バスケスに代表される秘書局政治の時代が到来する。国王親政にも近いこの統治形態は、2人の秘書長官を最大限に使った文書主義の時代でもあった。国王の関与する多くの報告事項が文書でもって伝達され、国王フェリペ2世の臣下との直接的接触も限定的であった。この頃フェリペは、帝国の統治に対して徐々に自信を深め益々好戦的態度を示すようになっていた。一方で書類の中に埋没して、フェリペは人間だけでなく現実からも逃避するようになっていたと見る研究者もいる。⁸²⁾ フェリペの人間性や統治形態の変遷のきっかけは、ルイ・ゴメスの影響力低下が決定的となる1560年台半ばのネーデルランド危機であったと考えられるが、それ以後のフェリペの政治は「陰鬱な国王親政」と呼ぶこともできよう。このような統治の結末が、無敵艦隊派遣時のスペイン政治機構の不統一であり、戦争遂行時の判断の遅れであり、また1590年代のスペイン国内政治の混乱であった。ルイ・ゴメス、エスピノサ、マテオ・バスケス、アントニオ・ペレスと続く国王側近達の中では、ルイ・ゴメスの時代の宮廷政治機構が、元々どちらかと言えば陰鬱な性格のフェリペを、最も人間的に生き生きとさせていたと思われる。フェリペがその後導入しようとした官僚機構は、人の息のかからない文書主義という意味での官僚制度であり、エルトンがテューダー行政革命説で見ようとした、部局化が進みその結果各部局がそれぞれの責任で行政の舵を取ろうとする本来の官僚制の姿ではなかった。

フェリペ2世とルイ・ゴメスの関係に話を戻せば、フェリペはルイ・ゴメスの寵臣(具体的には侍従長)としての立場と、彼の国務会議メンバー-consejeroとしての立場を区別して対応していたと解釈できよう。寵臣としてのルイ・ゴメスへの信頼は、その役割が秘書長官的範囲に納まる限り、フェリペの心の中では揺るぎないものであった。しかし、秘書長官の権限の範囲を超えた政策立案に関しては、特に外交・軍事面でその傾向は顕著であるが、フェリペのルイ・ゴメスへの依存度は、アルバ公等を越えることは決してなかった。フェリペは、彼の異常なまでの文書主義と大小全ての事柄に通じておきたいとの完全主義の故に、常に秘書長官的役割を担った寵臣を必要としていた。秘書長官の役割は、彼への情報の集中と国王への排他独占的近

⁸²⁾ Boyden, *The Courtier and the King*, pp. 148-9.

さの故に周囲では過大評価されがちであった。しかし、官僚制度が未成熟のカスティージャ政治体制にあっては、実際の政策遂行には秘書長官を頂点とした宮廷政治機構が国家政治機構として機能することはなく、時に地方に拠点を持つ大貴族 *grande* に大きく依存する傾向があった。しばしばカスティージャ中央集権体制と呼ばれるが、アラゴンやカタルニアから見ればそのような様相を呈していたカスティージャの政治体制も、実態は機能的中央集権体制ではなく、秘書局を抱えたフェリペの親政政治に大貴族が様々な思惑から協力する体制であったと見てよい。フェリペ 2 世は、1 人或いは 2 人の國務會議メンバーに助言を求めることはあっても、國務會議全体を組織として機能させることには極めて消極的であった。⁸³⁾ 歴代のフェリペの寵臣を見ても、殆どが秘書長官的役職を果たし、もう少し権限を持った國務長官的役割を担ったとされるアントニオ・ペレスについても、そのような印象が残るのは、エスコベド殺害に始まるアントニオ・ペレス事件が起こり、アラゴン王国をも巻き込んでペレスと国王との対立が表面化したからである。結局フェリペ 2 世期の宮廷政治機構は、エルトンが 1530 年代イングランドに見た部局化が進む効率的官僚制度は言うに及ばず、スターキーがテューダー期の宮廷政治で描こうとしたような、国王私室を中心として効果的に政策が施行されていた状況にも程遠いものであった。このような状況にカスティージャ政治が陥ったのも、国王私室と有力貴族の間で十分な政策調整が行われなかったからである。それ故、フェリペの統治は国王親政に近いと言えるのであるが、このような状況を作り出したのは、国王私室の中に有力貴族をきっちり取り込んだ形での、所謂枢密院機能が備わっていなかったからであろう。即ち、秘書局機能と枢密院機能が混同していたと見ることもできよう。換言すれば、*consejeros* と *secretarios* の役割の混交である。フェリペ 2 世の政治の特色である、文書主義や秘密主義の故に肥大化した秘書機能が、本来の政策決定機関(正確には国王の政策決定を促す助言機関)の独自性を侵食したようにも見える。ルイ・ゴメスや後のアントニオ・ペレス、マテオ・バスケスは、秘書局に基盤を置きながらも、いまだ未整備の枢密院的部分(フェリペ 2 世期後半には、國務會議よりは特別委員会)にも影響を与えようとしていた。具体的には、秘書局を支配したイディアケスやマテオ・バスケス等は、特別委員会 *junta* を通じて自身の権勢を伸長させていったという印象が残る。⁸⁴⁾ 即ち、フェリペ 2 世の治世後半の統治形態を判断するには、秘書局と特別委員会を合わせて考察する必要がある。それは正にフェリペ自身が、大貴族の権力拡大を防ぎ権力の分散を図るために望んだ統治システムであった。⁸⁵⁾ 結果的にはフェリペ親政の壁に阻まれ、秘

⁸³⁾ Rodríguez-Salgado, 'The Court of Philip II of Spain', p. 223.

⁸⁴⁾ フンタ・グランデやフンタ・デ・ノチェ等の特別委員会は、事実上國務會議や秘書局より上位に位置していた。Rodríguez García & Castilla Soto, *Diccionario de Terminus*, p. 74.

⁸⁵⁾ フェリペ統治下の特別委員会 *junta* の発達と秘書局を関連させる見解は、時代的にも組織論的にもある程度理解できる。秘書局も特別委員会もフェリペ統治下においては、国王以外への権力の集中を回避する

書局・特別委員会組織が絶大な権限を持った政策決定機構に変貌することはなかったが、これもカスティージャ中央集権において官僚組織の形成が未熟であったからに他ならない。官僚組織、枢密院機能が未成熟のままに、カスティージャではフェリペ3世期のレルマ公、そしてフェリペ4世治世期前半のオリバレス公伯爵による本格的な寵臣政治の時代を迎えるのである。

[本稿は、平成19年度専修大学研究助成（個別研究「16～17世紀のカスティージャ宮廷政治機構の研究」）による助成の成果の一部である。]

目的を担っていたが、更にはより効率的な政権運営のために設置された組織であった。Baltar Rodríguez, *Las Juntas de Gobierno*, p. 33; A.W. Lovett, *Philip II and Mateo Vázquez de Leca: The Government of Spain (1572-1592)* (Geneva, 1977), pp. 144-5. 本来であれば、國務會議(consejos)と秘書局(secretarios)が有機的に関連を持つ状況が、正統な国家組織と言えよう。Dolores del Mar Sánchez González, ed., *Corte y Monarquía en España* (Madrid, 2003), pp. 18-21.

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2009年7月7日(火) 定例研究会報告

テーマ： 堺市の現状について

報告者： 堺市東京事務所 岩井主事

堺市東京事務所 柿原次長

時間： 15時30分から17時30分

場所： 社会科学研究所 会議室

参加者数：15名

報告内容概略：

堺市の形成は「古墳の時代(4世紀末から8世紀)」、「堺誕生の時代(11世紀)」、「会合衆の時代(15世紀から18世紀)」、「市政の時代(明治時代以降)」の4つの契機があった。

また、堺市は臨海部(堺区西部と西区西部)、都心市街地部(堺区と西区)、内陸部(北区と中区、美原区)、丘陵部(南区)に4分できるが、土地利用はまちまちである。高度経済成長期を中心に臨海部に大規模製造業や中小製造業団地が立地し、地価の高騰でバブル期こそ減少に転じたが、現在は魅力を取り戻しつつある。また、都心市街地部は広域から集客できるような高次都市機能の集積に欠けており、現在は中心市街地活性化事業などの取り組みを行っている。そして、内陸部には地域型商業・業務地ができ、丘陵部にはニュータウンの整備が進んでいる。

地場産業は4世紀の鍛冶技術の流れをくむ「刃物産業」、明治時代以降現代まで全国第一位の生産を誇る「自転車産業」を筆頭に、敷物や和晒、線香、昆布などが活発である。

これらの内容を説明いただいた後に、夏季調査合宿での訪問地についての解説をいただき、その後質疑応答の時間をとり活発な意見交換が行われた。

記：専修大学経営学部・佐藤康一郎

2009年7月11日（土） 定例研究会報告

テーマ： テーマ『「はだかの王様」の経済学』（松尾匡著、東洋経済）をめぐって

報告者： 松尾匡氏（立命館大学経済学部）

稲葉振一郎氏（明治学院大学社会学部）

松井暁所員（本学経済学部）

司会： 石塚良次所員（本学経済学部）

時間： 15：30～18：00

場所： 神田校舎7号館（大学院棟）7階772

参加者数：23名

報告内容概略：

疎外と物象化という古くからの社会哲学的テーマを、身近な例を用いて分かりやすく説明するだけでなく、ゲーム理論などのフォーマルな分析用具に基づいて再解釈することで話題となった松尾匡氏（立命館大学経済学部）の近著『「はだかの王様」の経済学』（東洋経済）をめぐって、活発な討論が行われた。外部の研究会のメーリング・リストに告知した効果なのか、この種の研究会としては異例と思えるほどの出席者を集めることができた。

最初に松井暁所員から詳細な論評が行われ、次に稲葉振一郎氏（明治学院大学社会学部）の方から大きな問題提起が行われた。その二つの報告を受けて、著者の松尾氏の方から、本書の執筆意図を示しつつ、二報告に対するリジョインダーが行われた。そのあとでフロアーも含めて、観念の自律性と疎外との関連、疎外を「克服」するための行動原理とは何かなどをめぐって、さまざまな議論が行われた。

記：専修大学経済学部・野口旭

2009年7月18日(土) 定例研究会報告

テーマ: 「帝人事件」と検察ファッション—現代を歴史の文脈で考える

報告者: 丸山茂樹氏(参加型システム研究所客員研究員)

古川 純所員(法学部)

コメンテーター: 朝日健太郎氏(NPO 現代の理論・社会フォーラム運営委員)

時間: 15:00~17:50

場所: 専修大学神田校舎7号館764教室

参加者数: 12名(NPO 現代の理論・社会フォーラムと共催)

報告内容概略: この研究会の企画の契機は、丸山茂樹氏のある論稿であった。小沢一郎・民主党(当時)代表第1秘書の大久保隆規氏の東京地検特捜部による政治資金規正法違反(虚偽記載)容疑での逮捕(09.3.3)、さらに形式犯にもかかわらず異例の長期拘留(85日間)後の保釈という事態は普通のありふれた「事件」ではない。麻生首相が衆院解散・総選挙の時期を選びながら「政局よりも政策」と答弁していた政治状況の中で、野党第1党党首の秘書の形式犯容疑での逮捕は党首そのものをターゲットにした「国策捜査」ではなかったのか。「メディア衆論『西松事件は国策捜査だったのか』」(朝日新聞 09.5.29)や郷原信郎「小沢氏と検察 捜査の問題点、徹底検証を」(朝日新聞 09.5.14)をもとに検討すると、「国策」とまでは言い切れないであろう。しかし漆間(当時)官房副長官の発言(「自民党側は立件できない」)によって、国民のあいだに「政治的で、不公平な捜査ではないか」という疑念が拡大したことは否定できない。別の見方では、社会経済の変化—市場主義・新自由主義・規制緩和・構造改革に対応した「経済検察」(村山治『市場検察』)の政治資金規正適用版(ルール強化・情報開示重視)ではないかというものもある。郷原信郎弁護士(元東京地検特捜部検事・長崎地検次席検事)が座長代理を務めた民主党の第三者委員会報告書(09.6.10)は、「検察の主張立証には相当な無理がある」、「違反の成否、重大性・悪質性、捜査手法などに多くの疑問がある」と指摘した。以上が本研究会で、検察ファッションといわれた「帝人事件」(1934年4月に召喚・逮捕・勾留の開始、1937年12月に全員無罪判決)をもとに現代を歴史の文脈で考えてみるに至った契機である。

「帝人事件」については、専修大学図書館所蔵の今村力三郎文書をもとに執筆された①大島太郎「帝人事件—商慣習を守った異色の判決—」我妻栄編集代表『日本政治裁判史録昭和・後』(第一法規、昭和45=1970;昭和12=1937.12.16判決文収録)、②「解題『帝人事件記録』」(大谷正執筆)専修大学今村法律研究室編『今村力三郎訴訟記録集第27巻 帝人事件(11)』(専修大学出版部、平成10=1998)、③庭山英雄「帝人事件と今村力三郎先生」『専修大学今村法律研究室室報』No.19(1993.1.25)などがある。検察が描いた「帝人事件」(背任、洗職、贈賄、偽証の犯罪)像は主として「時事新報」の「番町会を暴く」(昭和9=1934年1月中旬~2ヶ月間、帝人株売買などを徹底的に攻撃)によるものとファッション的心情をもった検事による激しい拷問によって得られた虚構の自白に基づくものであった。大蔵次官等の起訴を受けて時の斎藤實内閣は総辞職した。東京地裁の判決は、経済活動の自由を基本において被告人の公訴事実はいずれも犯罪構成要件に該当しないことを理由に全員無罪を言い渡したが、ときは「五・一五事件」から「二・二六事件」へと超国家主義の潮流が勢いを増していた時代であった。

記: 専修大学法学部・古川 純

2009年7月21日（火） 定例研究会報告

テーマ：「フランスと東アジア諸地域相互における近現代学芸の共同主観性に関する研究」

報告者1：土屋 昌明（本研究所員・経済学部）

「フランスと中国との相互的な共同主観性」

報告者2：根岸 徹郎（本研究所員・法学部）

「日本におけるクローデル像—大正末期の日本人はフランスから来た詩人大使ポール・クローデルをどのように迎えたのか？」

時間： 16:30～19:00

場所： サテライト教室B（向ヶ丘遊園駅前）

参加者： 10人

報告内容概略

報告者1では、20世紀初のフランス人のオリエンタリズムにもとづく中国観が、中国の近代化における自文化アイデンティティの形成に影響を与えたという仮説のもとに、その可能性を検討する基礎的作業として、フランスのオリエンタリズムにおける中国研究者の存在、彼らの中国研究の内容および研究方向に対する調査の必要性、またパリにおいて中国人がいかにしてフランス人のオリエンタリズムに触れたかを、当時の中国留学生の動向からさぐる、という方法を示した。とくに、1920年ころにフランスなどをレポートした梁啓超の『欧遊心影録』が中国で大きな影響を与えた例として、梁漱溟の『東西文化及其哲学』の序文をとりあげた。

報告者2では、戦前の駐日フランス大使だったクローデル（在任期間1921～27年）の生涯と彼の日本観および日本人がクローデルの作品をどのようにみていたか、彼の詩作品や日本の新聞報道などをもとに、その基本的な問題点を指摘した。とくに、報告者が実物を持参して紹介したCent phrases pour éventailsにおいて、クローデルが日本の書道に影響を受けて、フランス語のローマ字の布置に工夫を加えている例などが指摘された。

なお、本例会は社研特別研究助成鈴木健郎グループ「フランスと東アジア諸地域相互における近現代学芸の共同主観性に関する研究」との共催である。

記：専修大学経済学部・土屋昌明

2009年8月1日(土) 定例研究会報告

テーマ： テーマ『金融危機にどう立ち向かうか』(田中隆之著、筑摩新書)をめぐって

報告者： 田中隆之所員(本学経済学部)

奴田原健悟所員(本学経済学部)

野口旭所員(本学経済学部)

司会： 石原秀彦所員(本学経済学部)

時間： 16:30～19:00

場所： 神田校舎7号館(大学院棟)7階772

参加者数：18名

報告内容概略：

田中隆之所員の近著『金融危機にどう立ち向かうか』(筑摩新書)をめぐる討論が行われた。最初に田中所員から本書の要点について簡単なプレゼンテーションが行われ、その後、野口および奴田原所員から、本書のさまざまな論点についての問題提起とコメントが行われた。さらに、司会の石原所員によって整理された各論点、具体的には、不良債権問題の本質、総需要安定化政策＝財政金融政策と市場安定化政策＝プルーデンス政策の関係、総需要安定化政策によるプルーデンス政策の「肩代わり」の実態と評価、インフレ目標政策の意義と可能性、日本のゼロ金利・量的緩和政策への評価、サブプライムローン問題以後の各国の政策に対する評価、財政・金融・プルーデンス政策のあるべき姿等々について、フロアも含めた活発な議論が行われた。

議論の焦点は、かつての日本や現代の世界に生じているような経済危機において、金融政策の役割として最も重要なのは、総需要安定化政策としてのそれではなく、プルーデンス政策としてのそれであるという、田中氏の著書の最も中心的な主張をめぐるものであった。この問題はまさに現代世界経済の最も愁眉の課題であり、参加者にとっては十分に有意義な意見交換の場になったのではないかと思われる。

記：専修大学経済学部・野口旭

〈編集後記〉

社会科学研究所月報は、正に研究所の将来を暗示するかのように、“ゴーゴーゴー”（第 555 号）と記念すべき月報となった。今月は多才な堀江所員が『ルイ・ゴメス・デ・シルバと 16 世紀カステイージャ政治機構』を投稿されたのも何かの縁であろうか。いつもながらの堀江所員の専門領域の広さに感服する次第です。さて、彼の記述で少なからず興味を抱いたものがある。ひとつは、確か、かつてプラド美術館でフェリペ 2 世やアルバ公の肖像画などを鑑賞したことがあるが、ルイ・ゴメスの存在を示す絵画があったのかもしれない。その際にこの記述に出会っていれば、ルイ・ゴメスについて違った見方をしていたかも知れない。いつか機会があれば確かめてみたい。もうひとつは、エル・エスコリアルスのフェリペ 2 世の寝所に関する記述で、なるほど宗教施設としての宮廷の意味合いがあったのか、と認識した次第です。さらに、実際に近郊電車で 1 時間のマドリッドとエル・エスコリアルス間の距離感を肌で感じた者として、彼の専門領域にはさほど関心がないが、(失礼！) 別の何かを連想させてくれる力強さには敬意を表したい。

(K : M)

神奈川県川崎市多摩区東三田 2 丁目 1 番 1 号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 町田俊彦

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前 2-10-2 電話 (03)3404-2561
